

第4期瀬戸内市地域福祉計画 (素案)

令和7年12月
瀬戸内市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	2
3 計画の位置づけ	4
(1) 法的位置づけ	4
(2) 他の計画との関連	5
(3) SDGsとの関連	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	7
(1) 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会による検討	7
(2) アンケート調査の実施	7
(3) パブリックコメントの実施	7
6 地域福祉の圏域の考え方	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 統計データからみえる瀬戸内市の現状	9
(1) 人口等の状況	9
(2) 子どもの状況	13
(3) 高齢者の状況	15
(4) 認知症高齢者数の推計	16
(5) 障がいのある人の状況	16
(6) ボランティア団体の状況	18
(7) 生活困窮者の状況	19
(8) 外国人住民数の推移	19
(9) 自治会の状況	20
2 アンケート調査結果からみえる瀬戸内市の現状	21
(1) 調査の概要	21
(2) 主な調査結果	21
3 瀬戸内市の地域福祉を取り巻く課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
(1) 持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり	32
(2) 住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり	32
(3) 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり	32
3 施策の体系	33

第4章 施策の展開	34
基本目標1 持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり	34
基本方針（1）地域の問題を自分ごととしてとらえる意識づくり	34
基本方針（2）地域住民の交流の場づくり	36
基本方針（3）地域福祉の担い手となる人材の育成	38
基本方針（4）地域活動・ボランティア活動の充実	40
基本方針（5）地域福祉ネットワークの推進	42
基本方針（6）持続可能な地域の仕組みづくり	44
基本目標2 住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり	46
基本方針（1）重層的な相談・情報提供体制の確立	46
基本方針（2）福祉サービスの充実	48
基本方針（3）支援を必要とする人の把握と支援	50
基本方針（4）住民の尊厳を守る取組の推進	53
基本目標3 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり	55
基本方針（1）地域の防災・防犯体制の整備促進	55
基本方針（2）生涯の健康を目的とした地域福祉の推進	58
基本方針（3）住みやすい生活環境の整備	60
第5章 計画の推進にあたって	62
1 計画の推進体制	62
（1）庁内関係部局との連携	62
（2）地域・団体との協働	62
（3）社会福祉協議会との協働	62
（4）各主体における役割	62
2 計画の進行管理	63



第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域」とは、範囲を限定した土地や区域を意味しますが、使用する場面や項目によって、その範囲は異なります。この計画では、地域を「一番身近な生活圏域から市域まで」と捉え、それぞれの範囲の中で、内容・機能に基づき社会生活を行う範囲をまとめて「地域」としています。

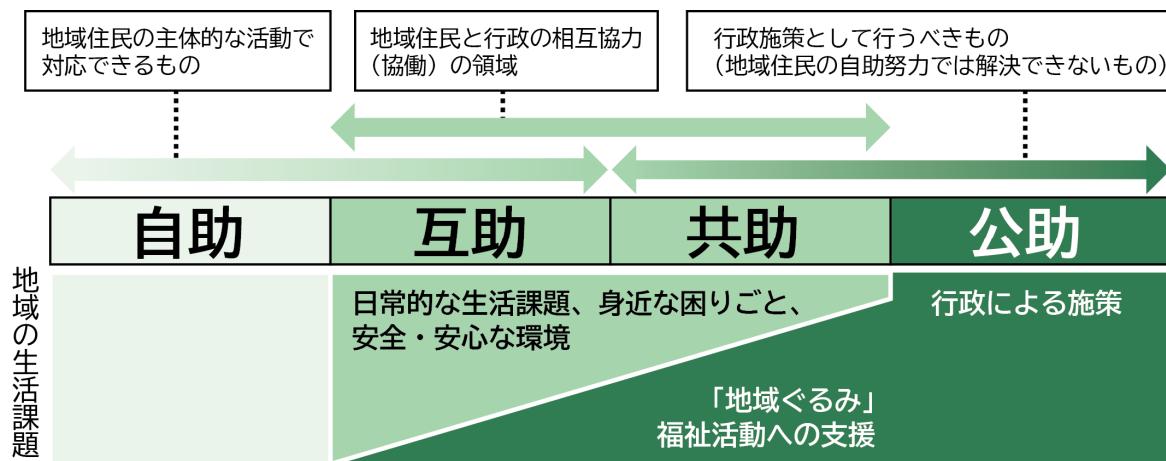
「地域福祉」とは、子どもから高齢者、障がいのある人や外国人、生きづらさを抱えた人など、すべての人が家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしく幸せに暮らせるよう、さまざまな担い手（地域住民、地域・団体、社会福祉協議会^{※1}、行政等）が、地域の生活課題の解決のためにお互いができることを行い、できないことを補い合うことをいいます。

「地域福祉計画」は、さまざまな担い手が、福祉の4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点に基づき、それぞれの役割の中でお互いを補完しあいながら協働で課題解決に向けて取り組める仕組みづくりを構築するものです。

■ 福祉の4つの助け

自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
互助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
共助	NPO ^{※2} 、ボランティア・市民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う）
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできることは、行政がしっかりとする）

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



^{※1} 社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

^{※2} NPOとは、特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

2 計画策定の背景と趣旨

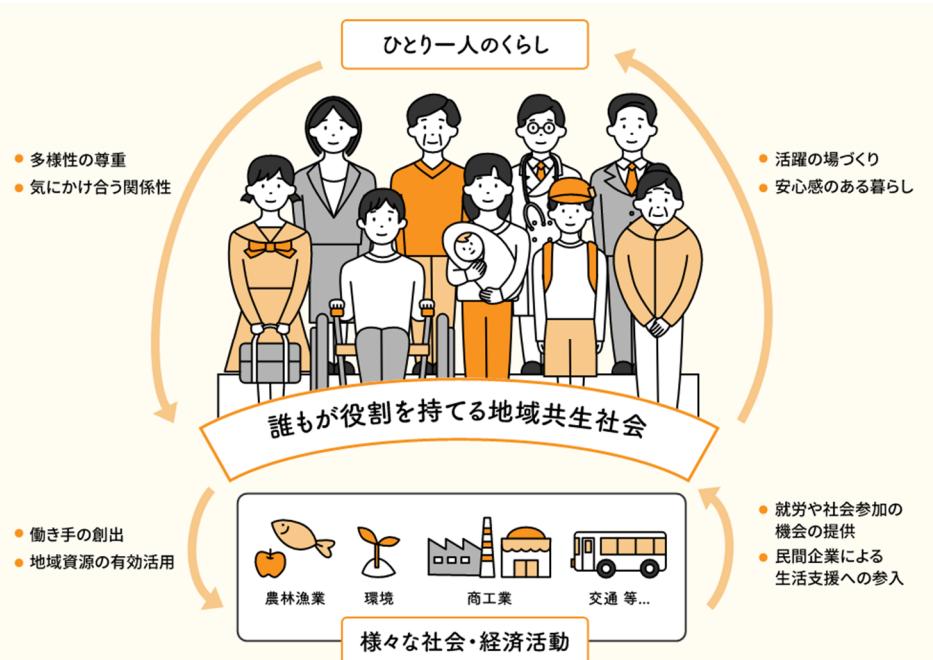
我が国では、急激な少子高齢化による人口減少社会の到来に伴い、単身世帯や核家族、高齢者世帯の増加などが進んでいます。また、生活環境や雇用環境などが大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の意識の違いなどにより、地域でのつながりの希薄化がさらに進み、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、不登校、ひきこもりの増加に加え、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある課題が増えています。

これらの課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、子どもから高齢者、障がいのある人や外国人、生きづらさを抱えた人など、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進が強く求められています。

瀬戸内市（以下「本市」という。）では、令和3年3月に「第3期瀬戸内市地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内」を基本理念として掲げ、その実現に向けた基本目標を設定し、地域福祉に関するさまざまな取組を推進してきました。

このたび、前計画が令和7年度で終了することから、社会情勢の変化や、国や県の動向を踏まえるとともに、住民のニーズなどを踏まえつつ、地域における福祉課題を再度整理し、住民、自治会、民生委員・児童委員※3、福祉事業関係者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組み、さらなる地域福祉の推進をめざして、「第4期瀬戸内市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

● 地域共生社会とは



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」ホームページ

※3 民生委員・児童委員とは、民生委員法や児童福祉法に基づいて、地域住民や地域の児童・妊娠婦の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じ、適切な支援やサービスへ「つなぐ」役割を担う非常勤・特別職の地方公務員のこと。

● 地域福祉に関する国の動向

- 平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、その中で「地域福祉の推進」が位置づけられることとなり、地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。この法律に基づき、地域住民や社会福祉事業者、地域で福祉に関わる人たちが相互に協力しながら、地域福祉を推進していくことが求められています。
- 平成 23 年に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。さらに、平成 27 年には「介護保険法」の改正により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。
- 平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」では、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいの有無によって分け隔てされることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすといった動きがみられます。
- 平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。罪を犯した者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続のあらゆる段階で継続的にその社会復帰を支援することが必要であると考えられます。
- 平成 30 年 4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」が改正され、この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されています。
- 令和 3 年 4 月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」により、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。
- 令和 6 年 4 月に施行された「孤独・孤立対策推進法」により、国や地方自治体が協力して対策を推進し、相談窓口の整備や支援体制の強化を図ることなど、孤独や孤立に悩む人々の支援を強化することが必要となります。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画とは、「地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画」であり、社会福祉法第107条に基づき、同条第1項各号の事項についてその趣旨をくみとり、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

また、同法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉協議会が規定されており、本計画は行政と社会福祉協議会及び地域が相互に連携しながら推進するものとします。

● 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

さらに、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」も包含するものとし、再犯防止及び更生支援に関する分野の取組と連動させて推進していきます。

● 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

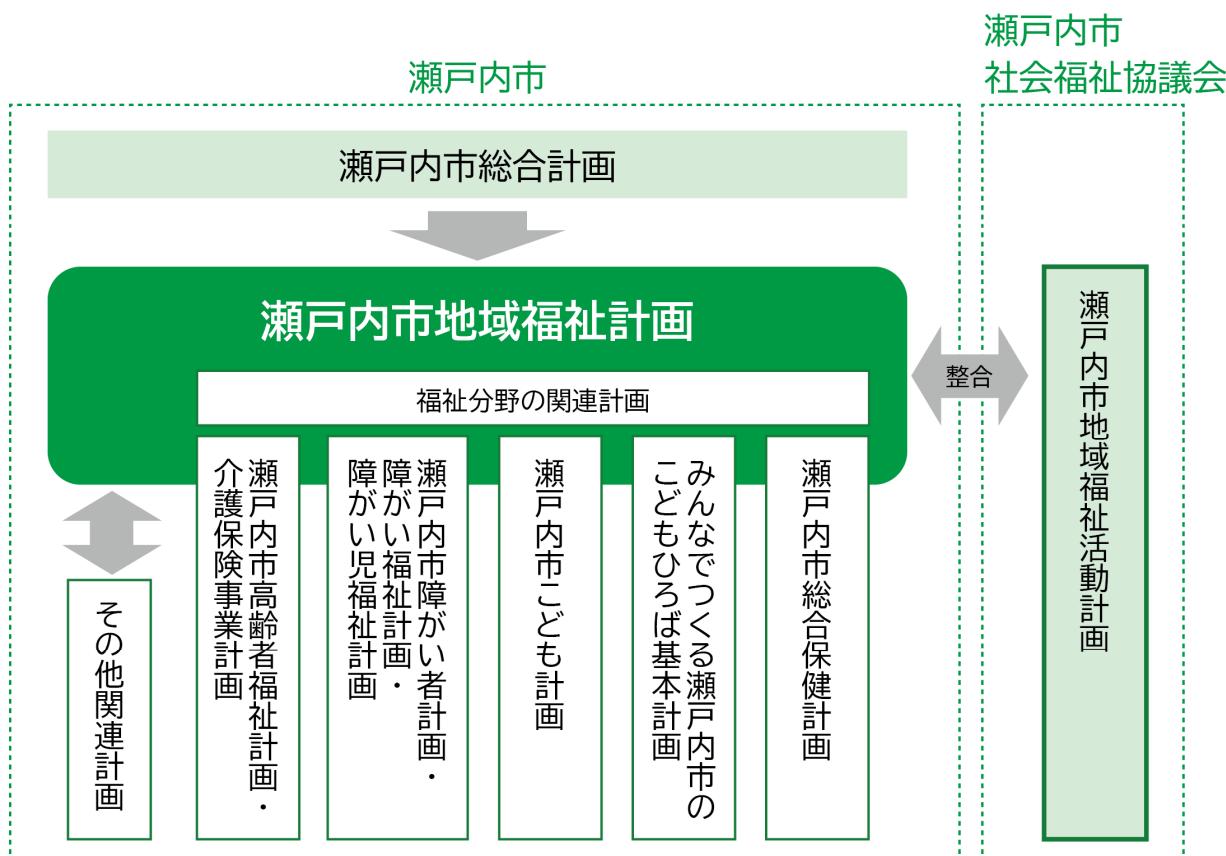
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 他の計画との関連

本計画は、「瀬戸内市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども計画、総合保健計画などの個別計画に共通する地域福祉分野と連携しながら進めるものです。

また、瀬戸内市社会福祉協議会が策定する「瀬戸内市地域福祉活動計画」と整合を図りながら、パートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。



● 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の行政計画。○ 福祉サービス^{※4}の適切な利用や社会福祉の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進など、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるもの。
地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none">○ 法律上の規定はなく、社会福祉協議会が策定する民間計画。○ 地域住民や民間団体（民間事業所）などが地域福祉のために何ができるのかを考える行動計画。

^{※4} 福祉サービスとは、高齢者に対するサービス（介護保険サービス等）、障がいのある人に対するサービス（障害福祉サービス、補装具費等の支給等）、子育てに関するサービス（保育、一時預かり等）、保健に関するサービス（乳幼児健康診査、特定健康診査等）など、行政、民間事業所、NPO等が提供するサービスを指している。

(3) SDGsとの関連

SDGs^{※5}は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダー^{※6}が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

SDGsの実現をめざすことは、人口減少を見据えた持続可能な地域社会・経済の確立に資するものであり、地域福祉の考え方ともつながることから、本計画において、SDGsの観点を取り入れ、SDGsに向けた取組を推進し、地域福祉の向上につなげていきます。

また、本市の将来像である「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現をめざし、第3次瀬戸内市総合計画の下、地方創生を推進していくこととして、第3次瀬戸内市総合計画の基本計画に、SDGsのめざす17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進しています。



※5 SDGs（エスディジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標のこと。

※6 ステークホルダーとは、主に企業の経営活動に関わる利害関係者のこと。具体的には、消費者（顧客）、従業員、株主、取引先、地域社会、行政機関とされている。ここでは、ありとあらゆる主体を指す。

4 計画の期間

計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や国の動向により必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
瀬戸内市総合計画										
瀬戸内市地域福祉計画										
瀬戸内市高齢者福祉計画・介護保険事業計画										
瀬戸内市障がい者計画										
瀬戸内市障がい福祉計画										
瀬戸内市障がい児福祉計画										
瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画										
瀬戸内市こども計画										
みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画										
瀬戸内市総合保健計画										

5 計画の策定体制

(1) 瀬戸内市地域福祉計画策定委員会による検討

本計画の策定にあたっては、「瀬戸内市地域福祉計画策定委員会」が中心となり、計画内容の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、地域社会の現状や地域活動等への参加状況などを把握し、住民のニーズに即した計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和8年●月●日（●）から令和8年●月●日（●）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

6 地域福祉の圏域の考え方

市による取組や市民活動、関係団体等による地域活動などは、それぞれの地域の実情や住民の生活実態、関係団体の活動実態等に即した圏域の中で行われています。また、それぞれの圏域にはその規模に応じた機能・役割があります。

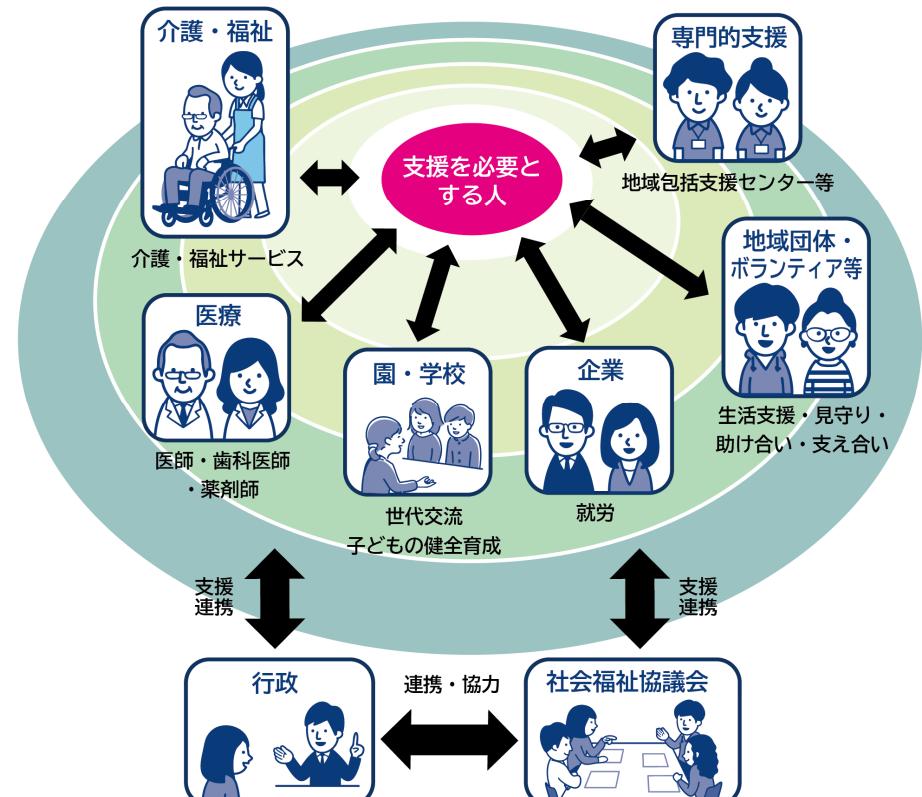
本計画では、隣近所、自治会、小地域、日常生活圏域単位などそれぞれの圏域で活動している人がその圏域の中で横断的な連携を図るとともに、それぞれの階層の縦断的な連携も図りながら地域福祉を進めていく必要があります。

● 地域の範囲及び地域福祉における圏域の区分（イメージ）



※地域によって取組の主体や内容に差があります。

● 地域福祉ネットワーク（イメージ）





第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

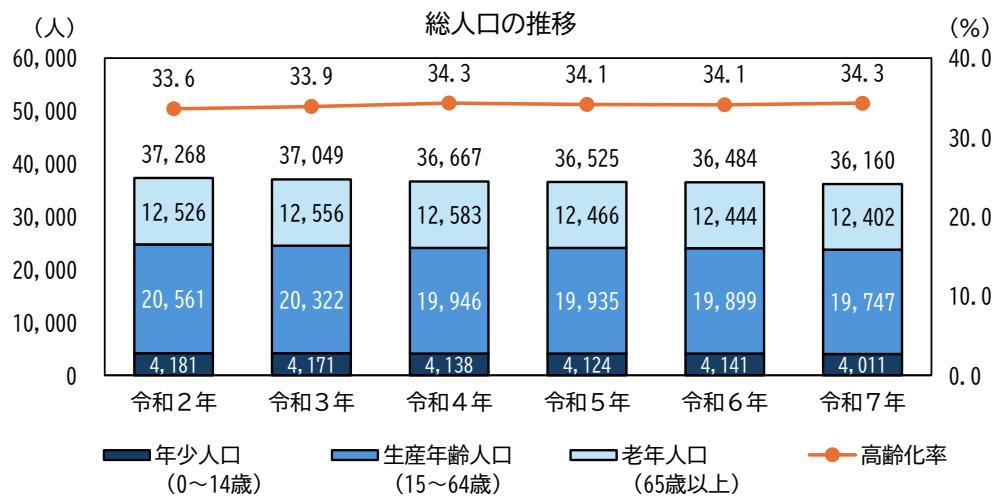
1

統計データからみえる瀬戸内市の現状

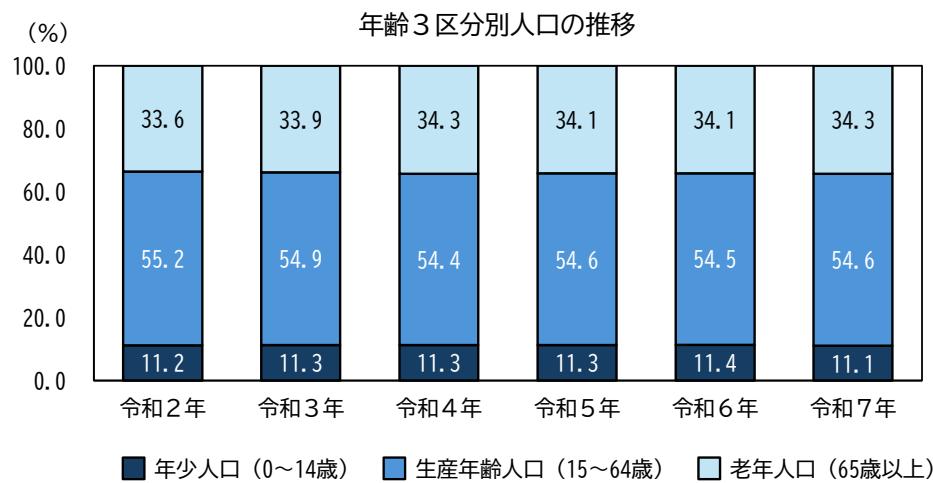
(1) 人口等の状況

① 総人口の推移

本市の総人口はゆるやかに減少しており、令和7年1月1日現在で36,160人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、概ね横ばいで推移しています。



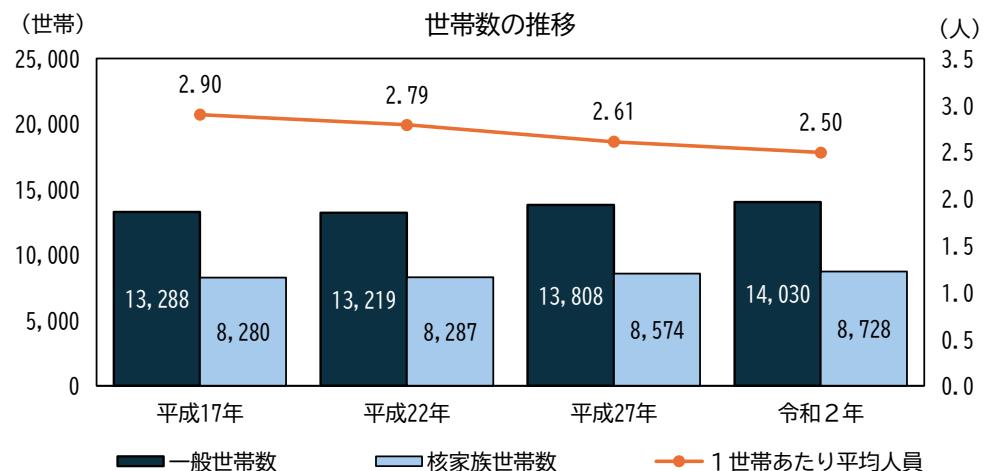
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

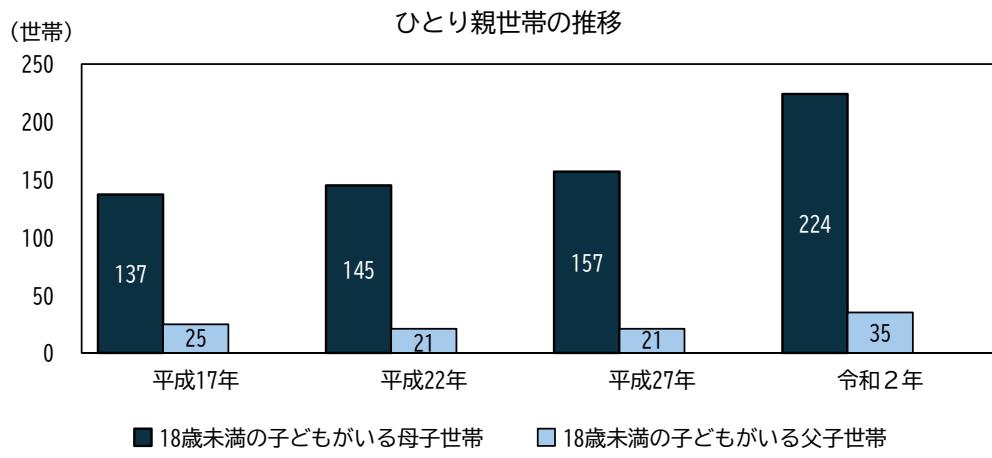
② 世帯数の推移

本市の世帯数はゆるやかに増加しており、令和2年では一般世帯^{※7}数 14,030 世帯、核家族世帯^{※8}数 8,728 世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均人員は減少傾向となっており、令和2年で 2.50 人となっています。



資料：国勢調査

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向にあり、令和2年で224世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増加傾向にあり、令和2年で35世帯となっています。



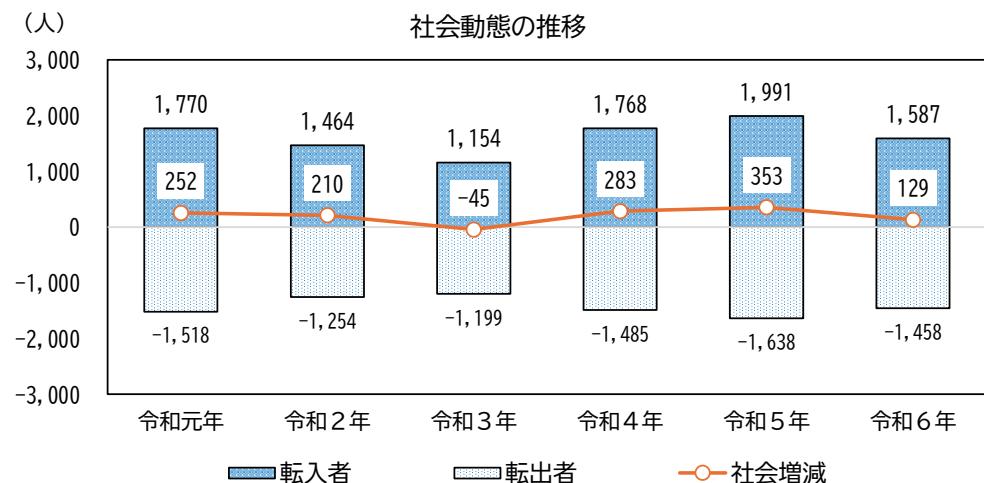
資料：国勢調査

※7 一般世帯数とは、病院、寮などの施設を除いた世帯のこと。

※8 核家族世帯数とは、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯のこと。

③ 社会動態の推移

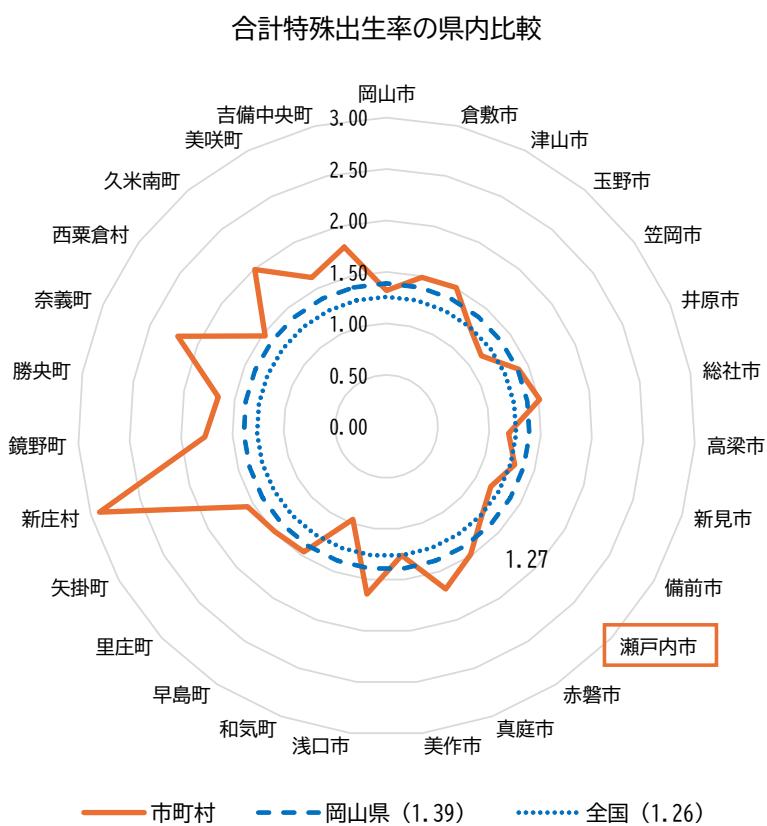
本市の社会動態の推移をみると、転入者が転出者を上回る「社会増」の状態が続いており、令和6年では本市への転入者が1,587人、転出者が1,458人で、129人の「社会増」となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日から次年1月1日まで集計）

④ 合計特殊出生率の状況

本市の合計特殊出生率^{※9}は1.27で、全国平均1.26を上回っていますが、県平均1.39を下回っています。

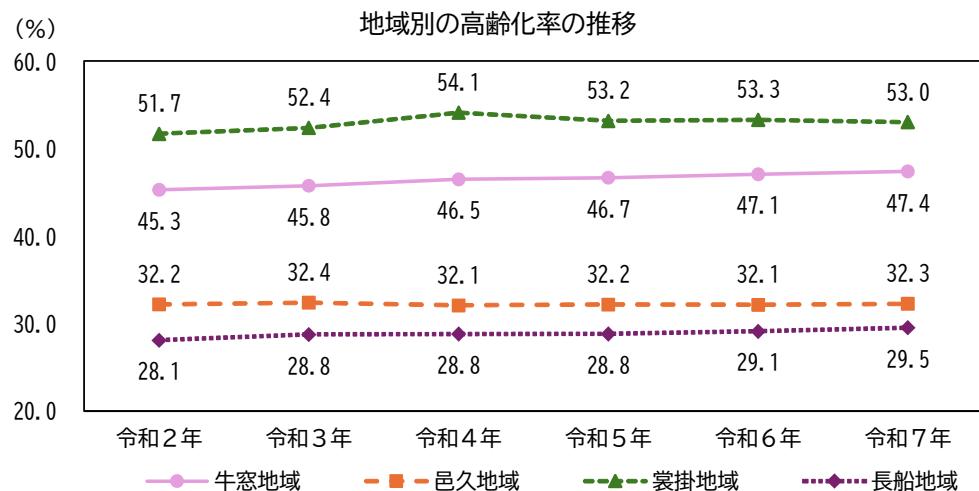


資料：令和4年岡山県衛生統計年報

※9 合計特殊出生率とは、その年15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

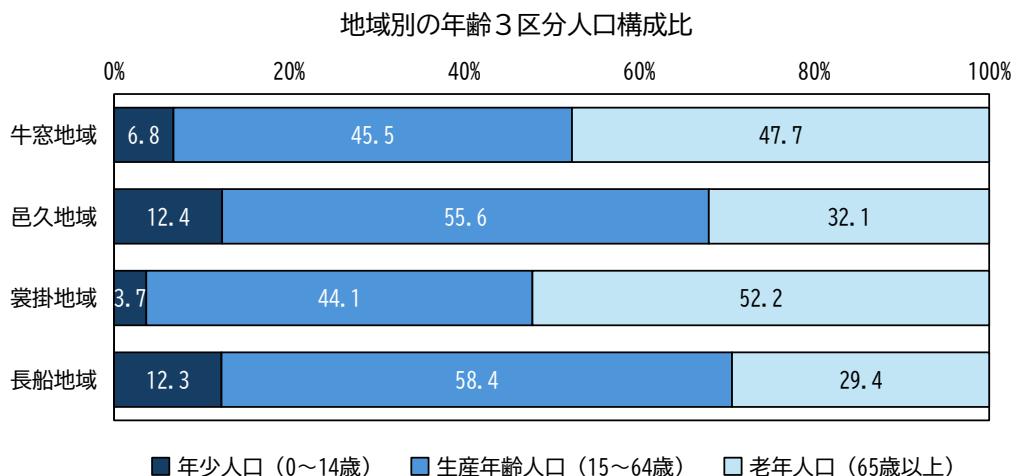
⑤ 地域別の人口等の状況

令和7年における地域別の高齢化率^{※10}の推移をみると、牛窓地域が47.4%、邑久地域32.3%、裳掛地域が53.0%、長船地域が29.5%となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

また、地域別の年齢3区分人口構成比をみると、高齢化率が高い裳掛地域(52.2%)と牛窓地域(47.7%)は、年少人口（0～14歳人口）の割合も1割未満となっています。



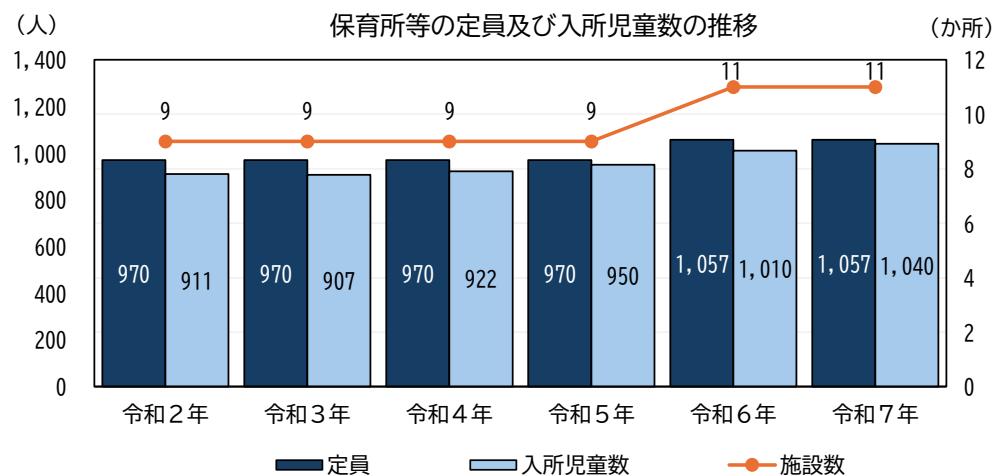
資料：住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

※10 高齢化率とは、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

(2) 子どもの状況

① 保育所等の定員及び入所児童数の推移

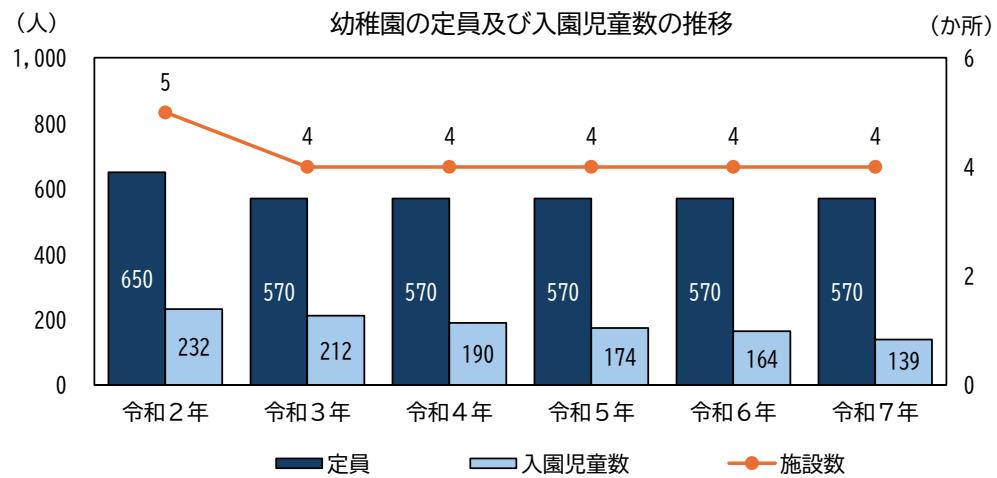
保育所等の施設数は令和7年で11か所、定員1,057人に対し、入所児童数は1,040人で、増加傾向にあります。



資料：こども家庭課（各年3月31日現在）

② 幼稚園の定員及び入園児童数の推移

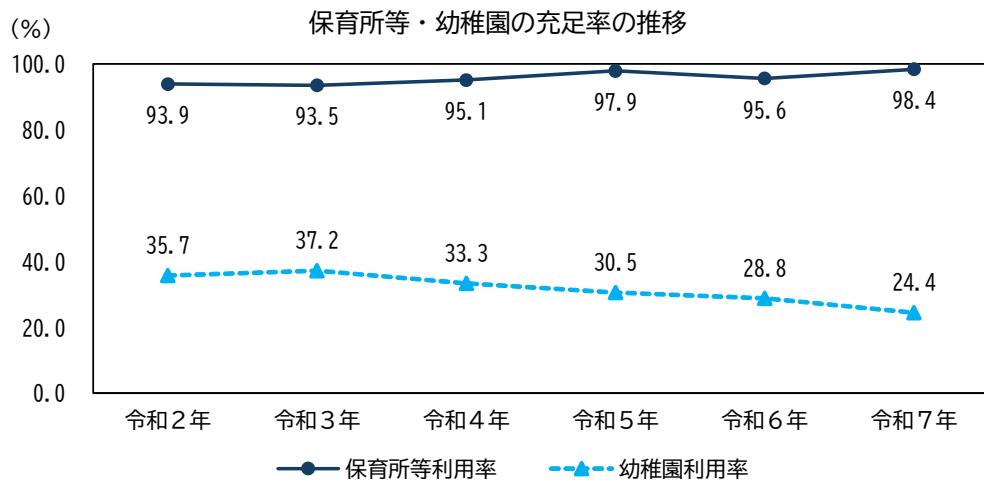
幼稚園数は令和7年現在で4か所、定員570人に対し、入園児童数は139人で、減少傾向にあります。



資料：教育委員会総務学務課（各年3月31日現在）

③ 保育所等・幼稚園の充足率の推移

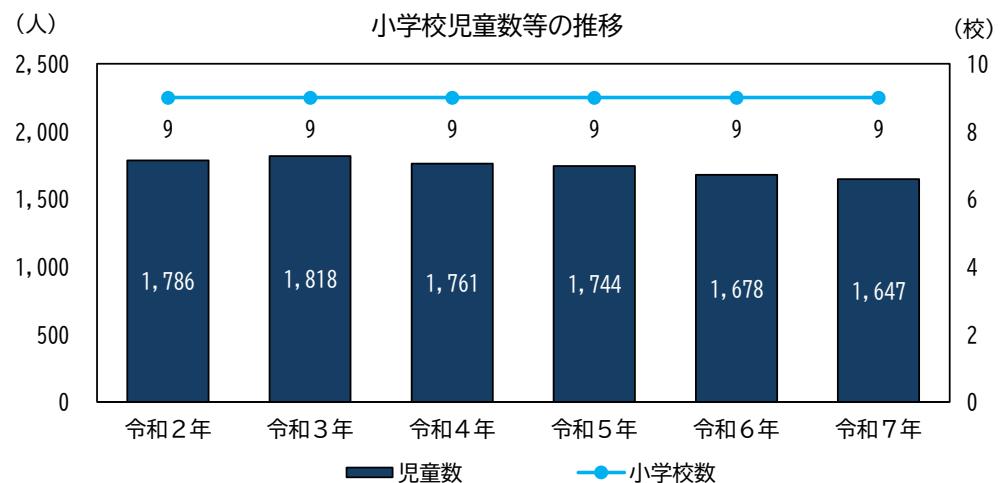
保育所等・幼稚園の定員に対する利用率の推移をみると、保育所等は増加傾向にあり、令和7年では98.4%となっています。一方で幼稚園は年々減少し、令和7年では24.4%となっています。



資料：こども家庭課、教育委員会総務学務課（各年3月31日現在）

④ 小学校数及び児童数の推移

小学校数は令和7年現在で9校、児童数は令和3年以降減少傾向で推移しており、令和7年では1,647人となっています。



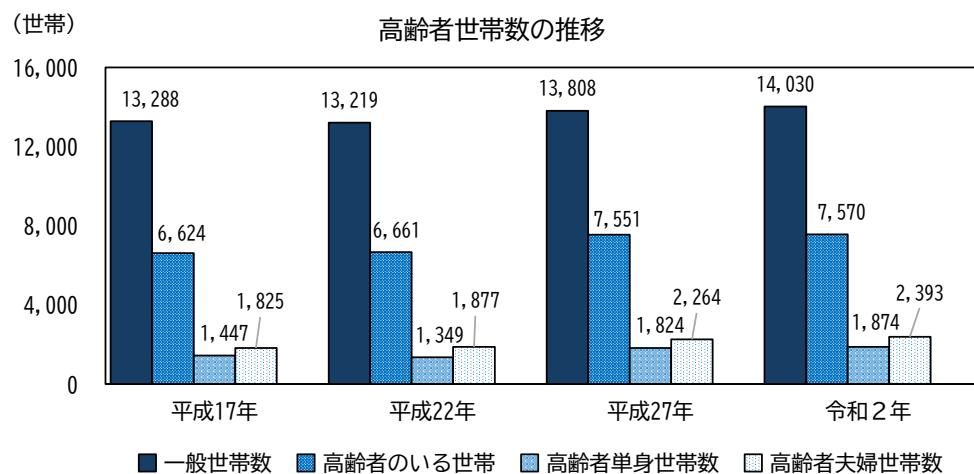
資料：教育委員会総務学務課（各年3月31日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、令和2年で7,570世帯となっています。

また、令和2年において、高齢者単身世帯は1,874世帯（男性：601世帯、女性：1,273世帯）となつており、高齢者夫婦世帯は2,393世帯、平成27年と比べて増加しています。

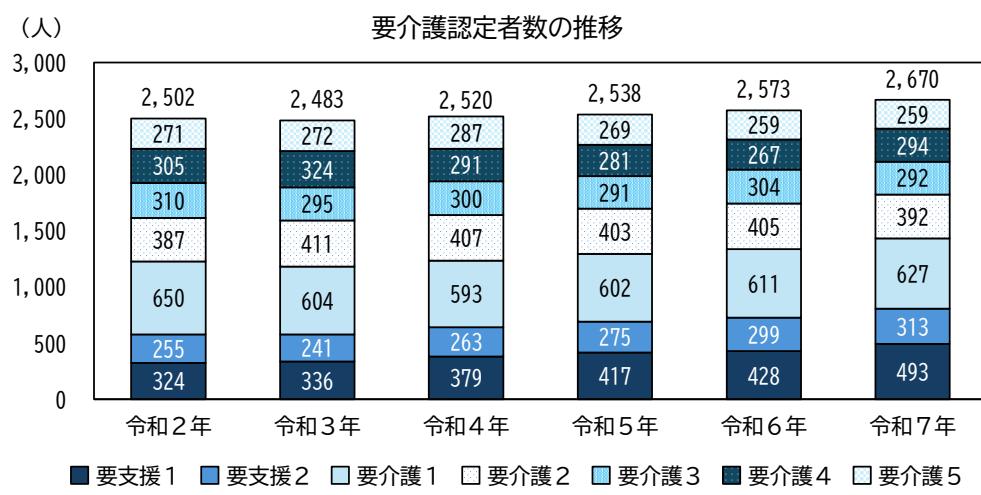


資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は令和3年以降増加傾向で推移しており、令和7年で2,670人となっています。

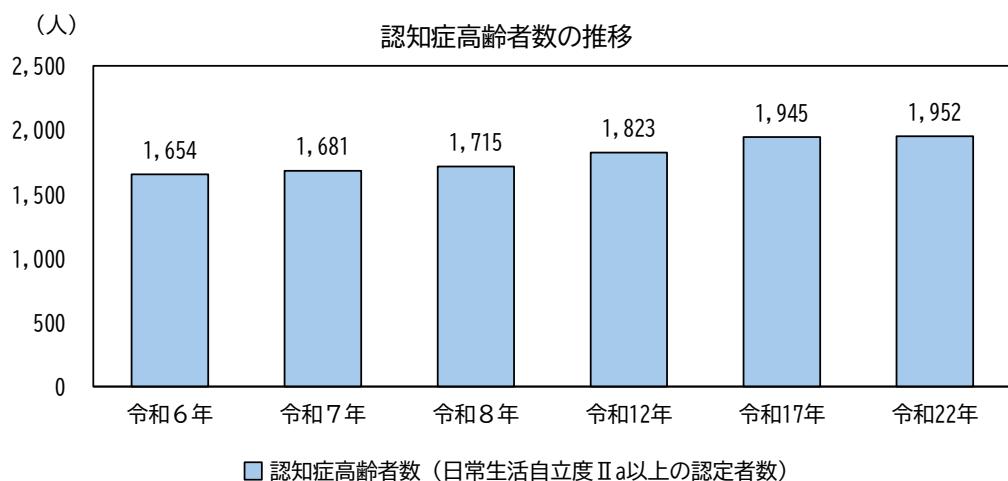
また、要介護度別でみると、令和7年を令和2年と比較すると、要支援1が特に増加しています。



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（月報）（各年3月末）

(4) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者※11数（日常生活自立度判定IIa以上の認定者数）の推計をみると、令和6年では1,654人でしたが、年々増加し、令和12年で1,823人、令和17年で1,945人、令和22年で1,952人と推計されます。

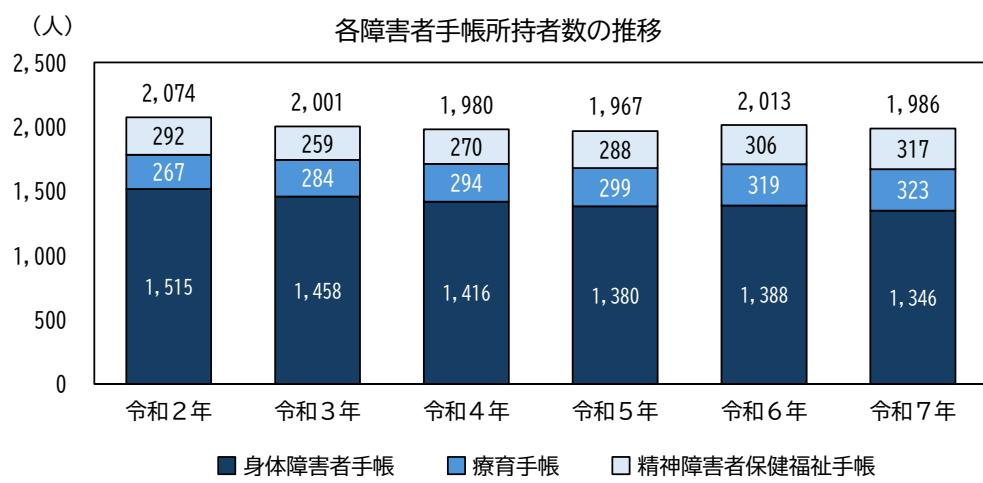


資料：瀬戸内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(5) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和7年で1,346人となっています。療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和7年で323人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和3年以降増加傾向で推移しており、令和7年で317人となっています。



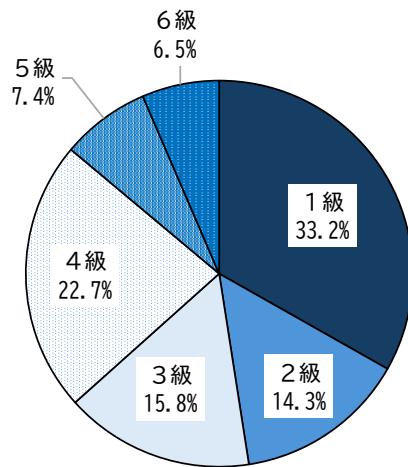
資料：福祉課（各年4月1日現在）

※11 認知症高齢者とは、高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症の症状」を示している高齢者のこと。認知症とは、いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。

② 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別でみると、「1級」が33.2%で最も多く、次いで「4級」が22.7%、「3級」が15.8%となっています。

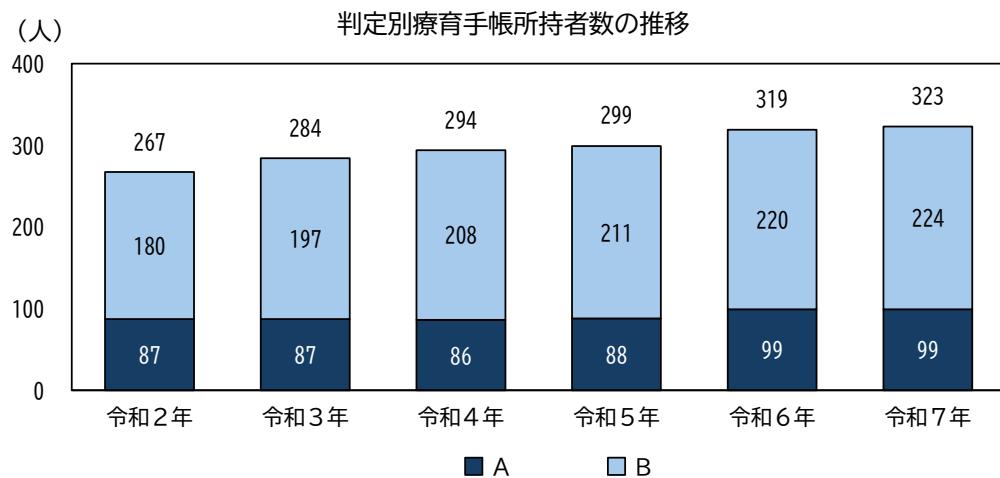
等級別身体障害者手帳所持者数



資料：福祉課（令和7年4月1日現在）

③ 知的障がいのある人の状況

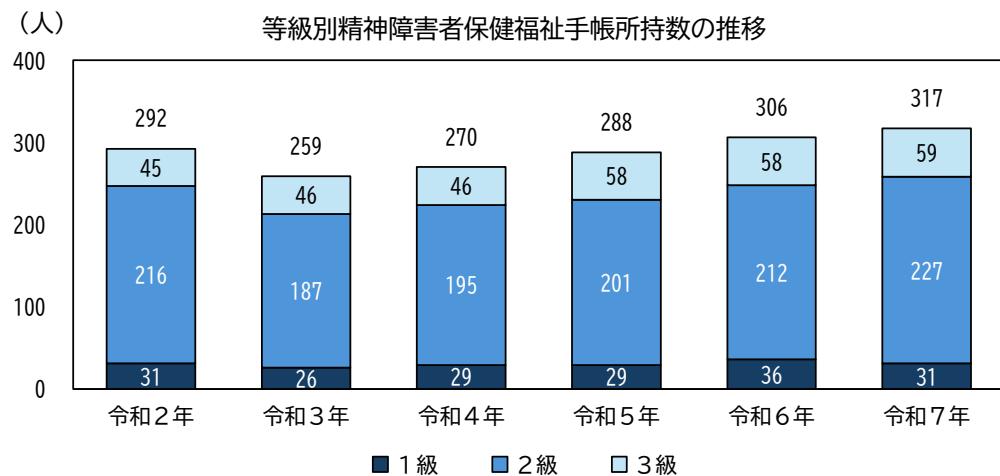
療育手帳所持者数を判定別でみると、A、Bともに増加傾向で推移しており、令和7年でAが99人、Bが224人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

④ 精神障がいのある人の状況

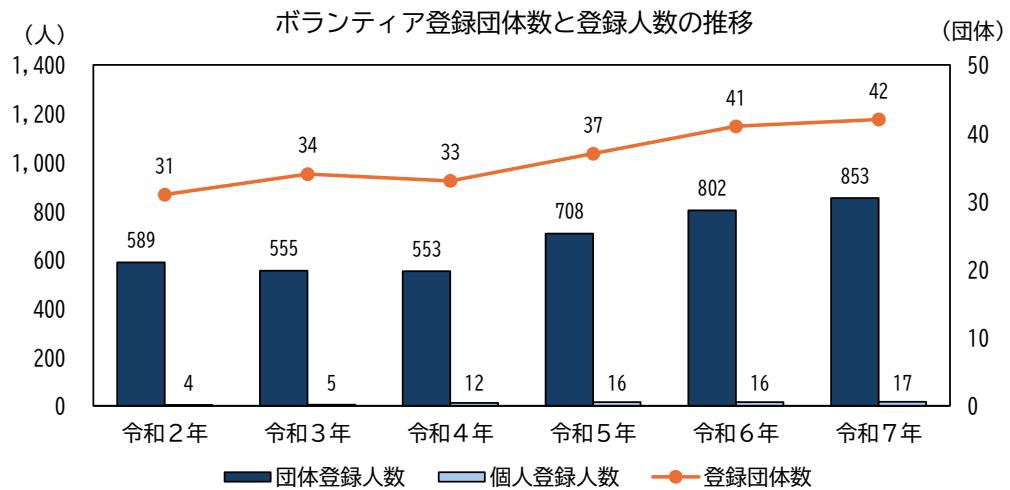
精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別でみると、令和3年以降増加傾向で推移しており、令和7年で「2級」が227人で最も多く、次いで「3級」が59人、「1級」が31人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(6) ボランティア団体の状況

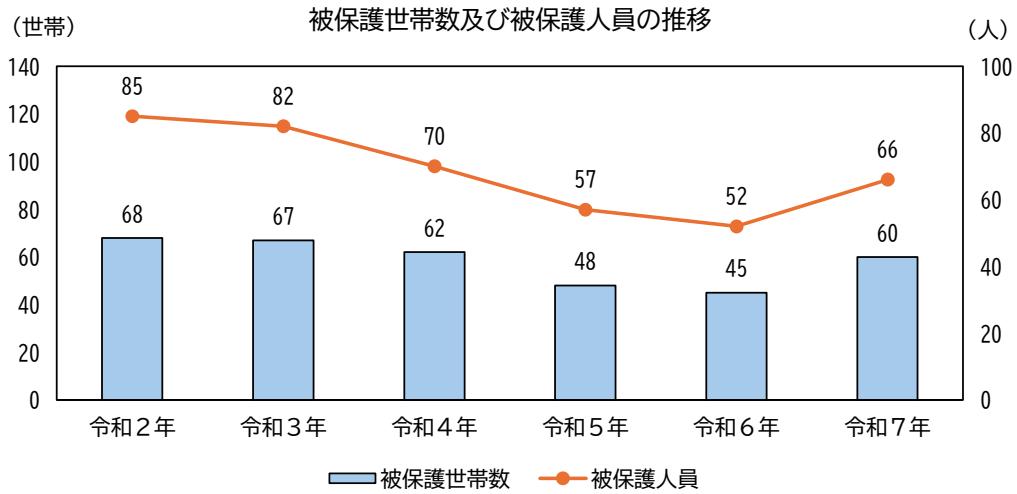
瀬戸内市ボランティア連絡協議会に登録している登録団体数は増加傾向で推移しており、令和7年で42団体となっています。それに伴い、団体登録人数及び個人登録人数も増加傾向で推移しており、令和7年で団体登録人数が853人、個人登録人数が17人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(7) 生活困窮者の状況

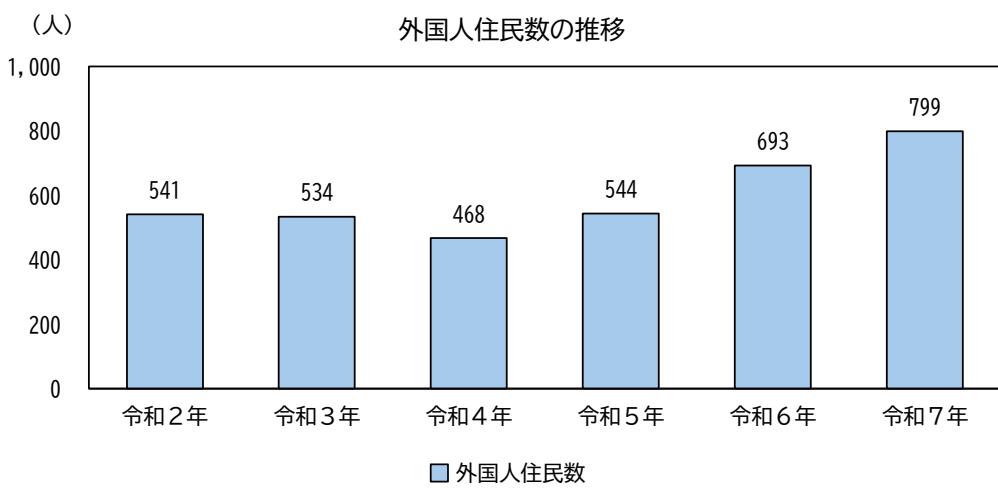
生活保護の被保護世帯数及び被保護人員は減少傾向で推移していましたが、令和6年以降増加に転じており、令和7年で被保護世帯数が60世帯、被保護人員が66人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(8) 外国人住民数の推移

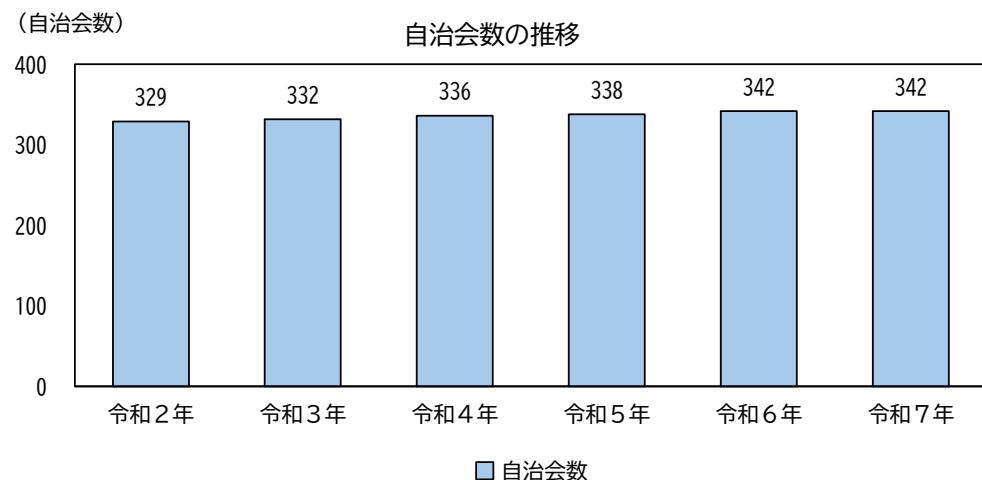
外国人住民数は令和4年以降増加傾向で推移しており、令和7年で799人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(9) 自治会の状況

自治会数は横ばいで推移しており、令和7年で342の自治会となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

(1) 調査の概要

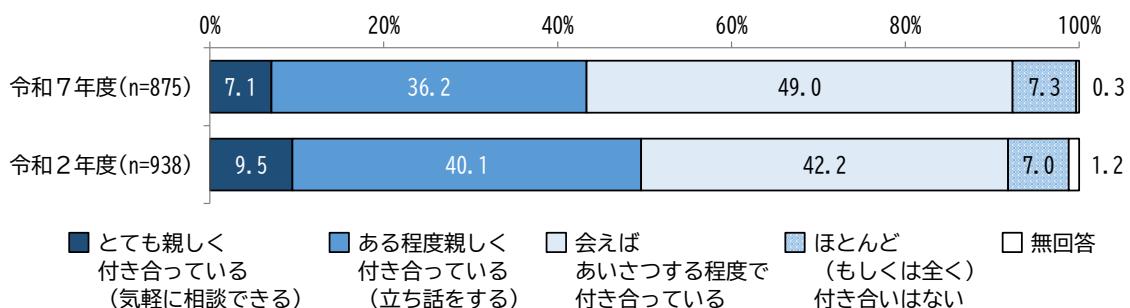
調査目的	福祉に対する住民の意識や実態を把握し、計画策定における基礎資料を得ることを目的として実施しました。		
調査対象	18歳から80歳の瀬戸内市在住2,000人を無作為抽出		
調査期間	令和7年7月4日から令和7年7月31日		
調査方法	郵送による配布・回収		
回収状況	配布数 2,000件	有効回答数 875件	有効回答率 43.8%

(2) 主な調査結果

① 近所づきあいの程度について

ふだんの近所づきあいについて、「会えばあいさつする程度で付き合っている」が49.0%で最も高く、次いで「ある程度親しく付き合っている（立ち話をする）」が36.2%、「ほとんど（もしくは全く）付き合いはない」が7.3%となっています。

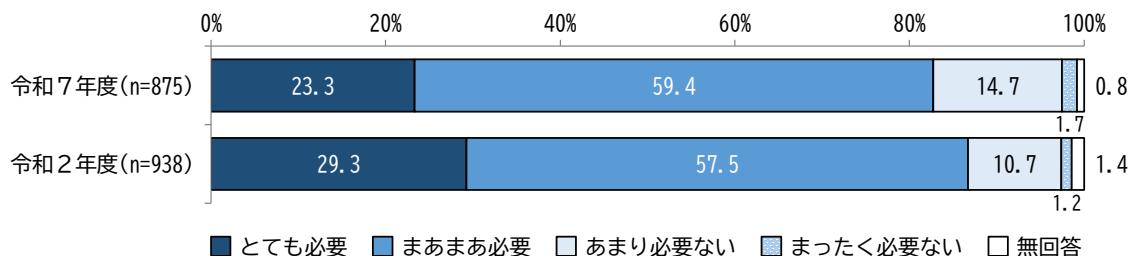
また、令和2年度の調査結果と比較すると、『親しく付き合っている』（「とても親しく付き合っている（気軽に相談できる）」と「ある程度親しく付き合っている（立ち話をする）」の合計）では、49.6%から43.3%と6.3ポイント減少しています。



② 近所づきあいの必要性について

近所づきあいの必要性について、「まあまあ必要」が 59.4% で最も高く、次いで「とても必要」が 23.3%、「あまり必要ない」が 14.7% となっています。

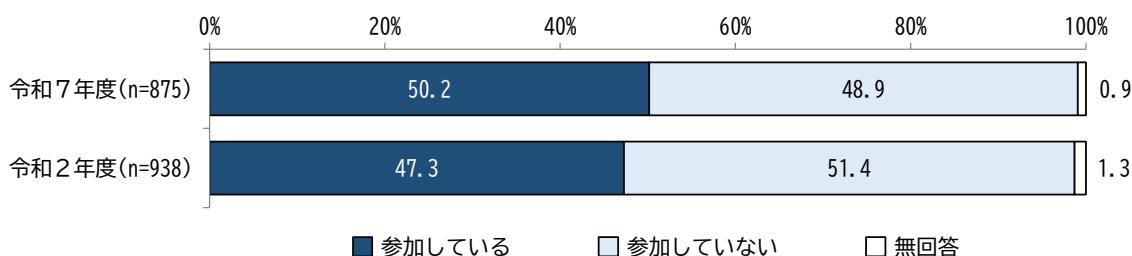
また、令和 2 年度の調査結果と比較すると、『必要』（「とても必要」と「まあまあ必要」の合計）では、86.8% から 82.7% と 4.1 ポイント減少しています。



③ 地域活動の参加状況について

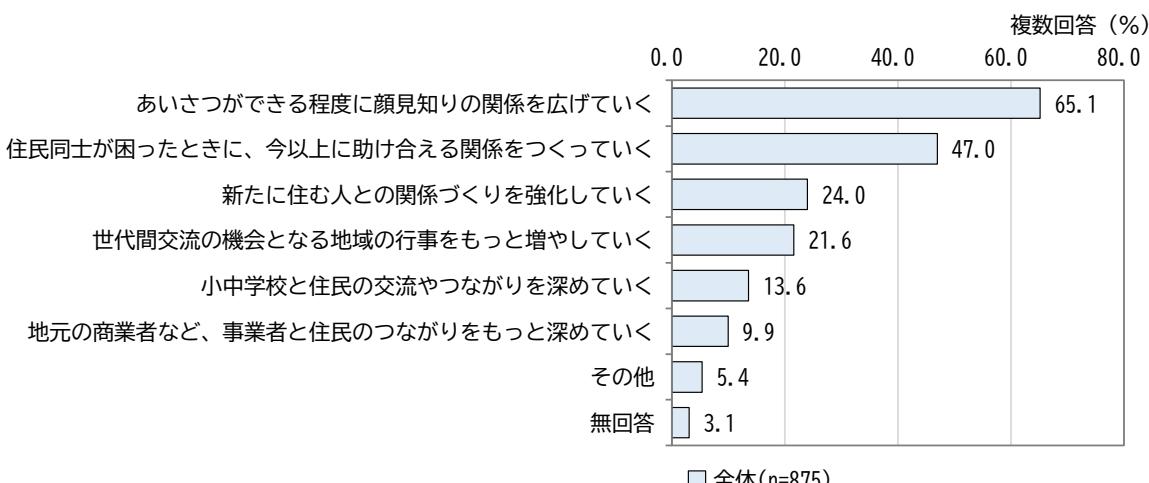
地域活動への参加状況について、「参加している」が 50.2%、「参加していない」が 48.9% となっています。

また、令和 2 年度の調査結果と比較すると、「参加している」では、47.3% から 50.2% と 2.9 ポイント増加しています。



④ 地域活動が活発になるために大切なことについて

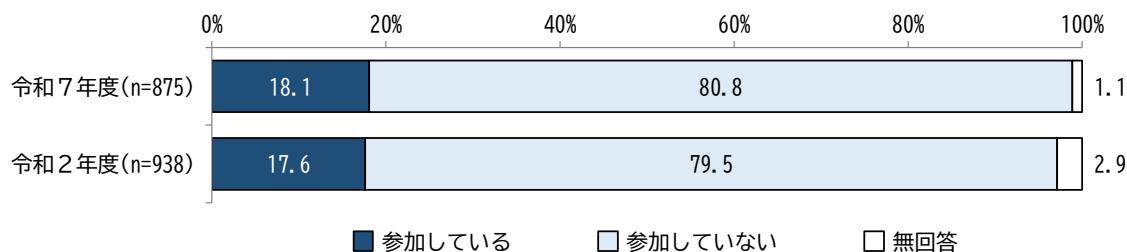
住んでいる地域の活動や行事が活発に行われるようにするために大切なことについて、「あいさつができる程度に顔見知りの関係を広げていく」が 65.1% で最も高く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくっていく」が 47.0%、「新たに住む人との関係づくりを強化していく」が 24.0% となっています。



⑤ ボランティア活動の参加状況について

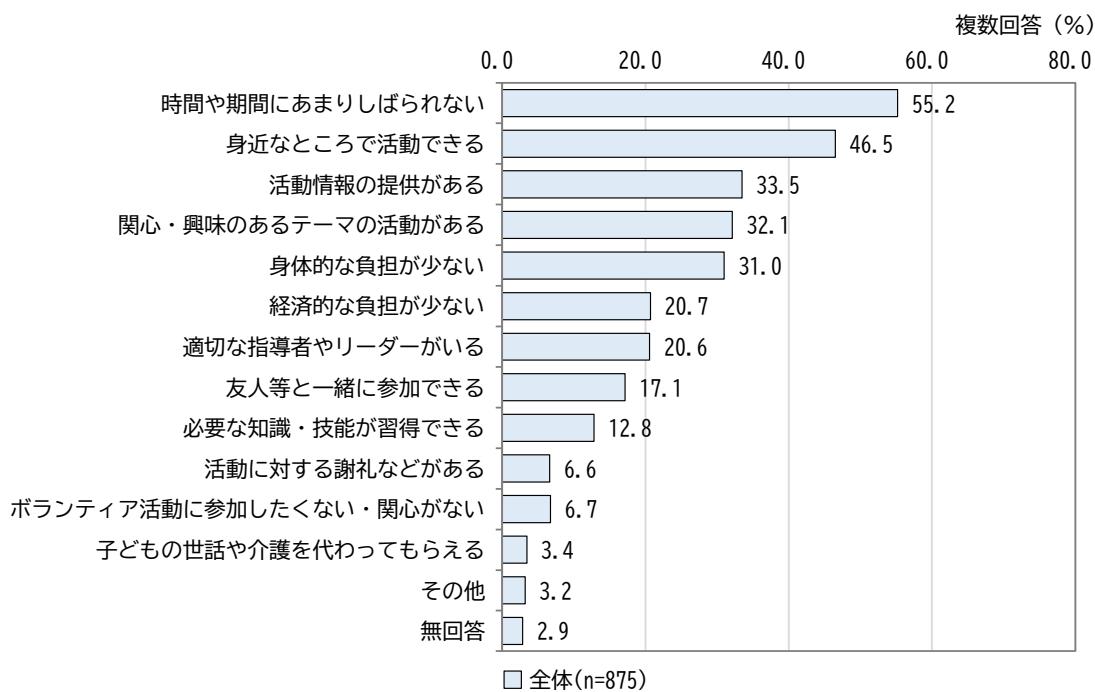
ボランティア活動の参加状況について、「参加している」が 18.1%、「参加していない」が 80.8%となっています。

また、令和2年度の調査結果と比較すると、「参加している」では、17.6%から 18.1%と 0.5 ポイント増加しています。



⑥ ボランティア活動に参加しやすい条件について

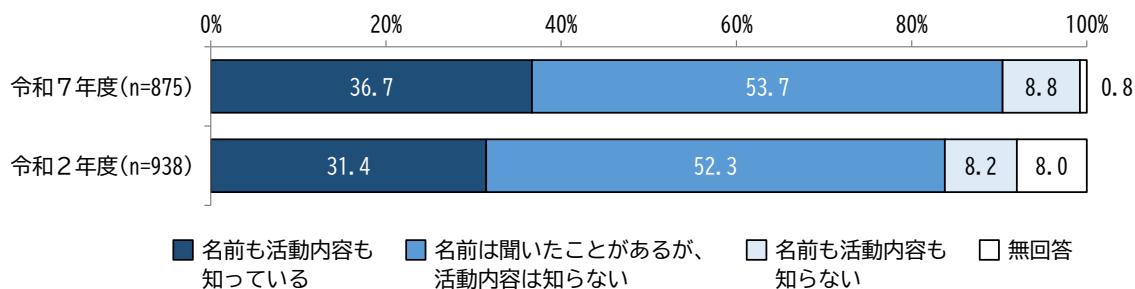
ボランティア活動に参加しやすい条件について、「時間や期間にあまりしばられない」が 55.2%で最も高く、次いで「身近なところで活動できる」が 46.5%、「活動情報の提供がある」が 33.5%となっています。



⑦ 民生委員・児童委員の認知度について

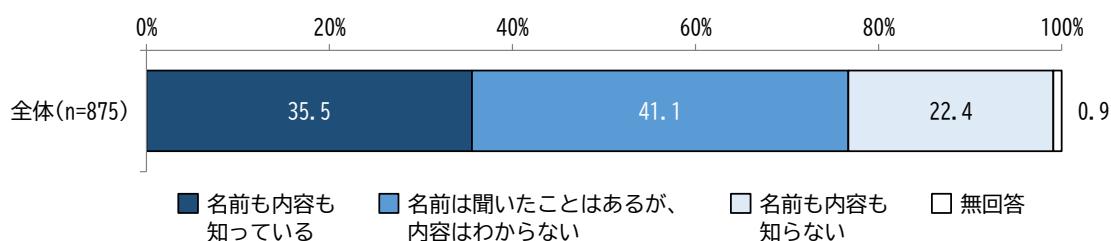
民生委員・児童委員の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 53.7% で最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」が 36.7%、「名前も活動内容も知らない」が 8.8% となっています。

また、令和2年度の調査結果と比較すると、「名前も活動内容も知っている」では、31.4%から 36.7% と 5.3 ポイント増加しています。



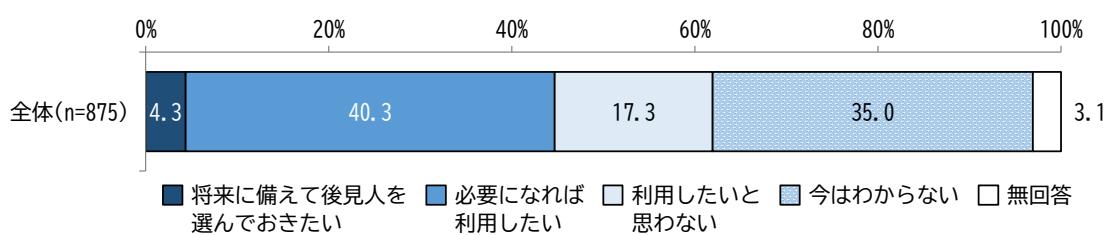
⑧ 成年後見制度の認知度について

成年後見制度^{※12}の認知度について、「名前は聞いたことはあるが、内容はわからない」が 41.1% で最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が 35.5%、「名前も内容も知らない」が 22.4% となっています。



⑨ 成年後見制度の利用意向について

成年後見制度の利用意向について、「必要になれば利用したい」が 40.3% で最も高く、次いで「今はわからない」が 35.0%、「利用したいと思わない」が 17.3% となっています。

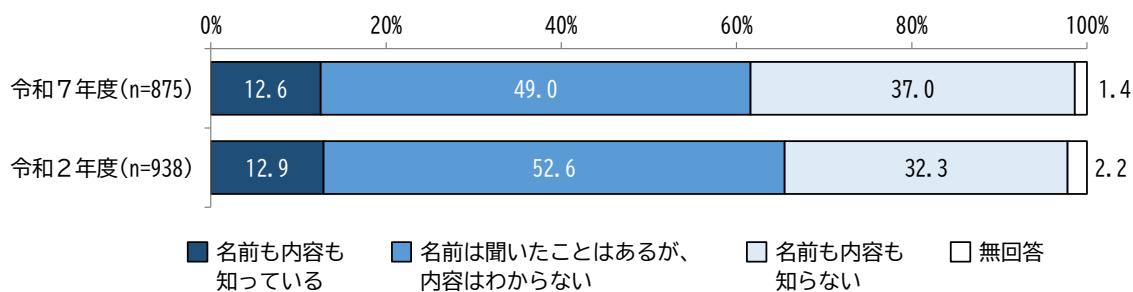


^{※12} 成年後見制度とは、障がいや認知症等で判断能力が十分でない場合、家庭裁判所が選任した法定後見人が、本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約等を行うことができる制度のこと。

⑩ 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度について、

生活困窮者自立支援法（制度）の認知度について、「名前は聞いたことはあるが、内容はわからない」が 49.0% で最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が 37.0%、「名前も内容も知っている」が 12.6% となっています。

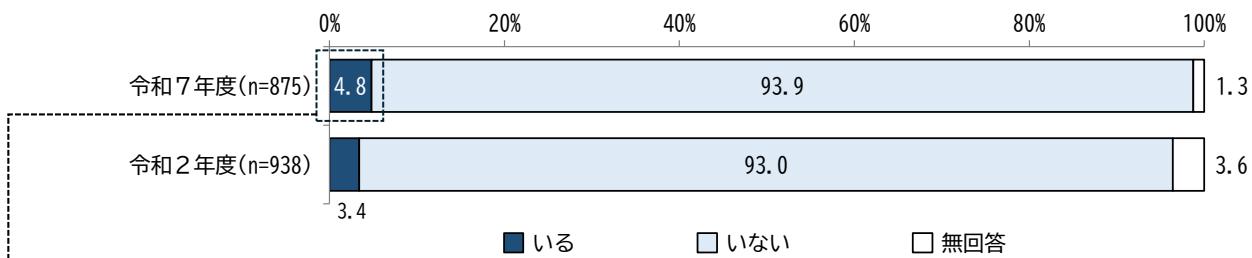
また、令和2年度の調査結果と比較すると、「名前も活動内容も知っている」では、12.9% から 12.6% と 0.3 ポイント減少しています。



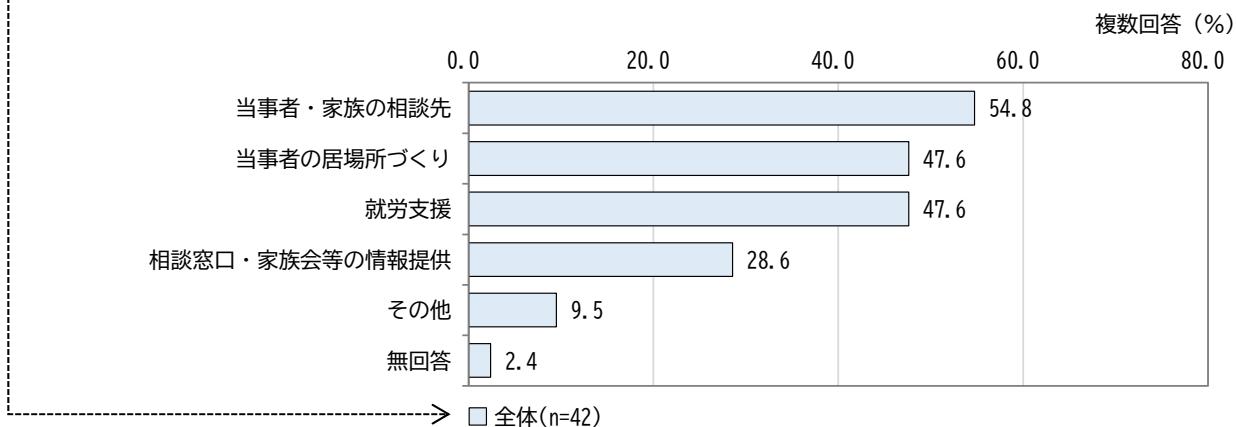
⑪ ひきこもりの状況について

ひきこもり状態の人の有無について、「いる」が 4.8%、「いない」が 93.9% となっています。

また、令和2年度調査結果と比較すると、「いる」では、3.4% から 4.8% と 1.4 ポイント増加しています。

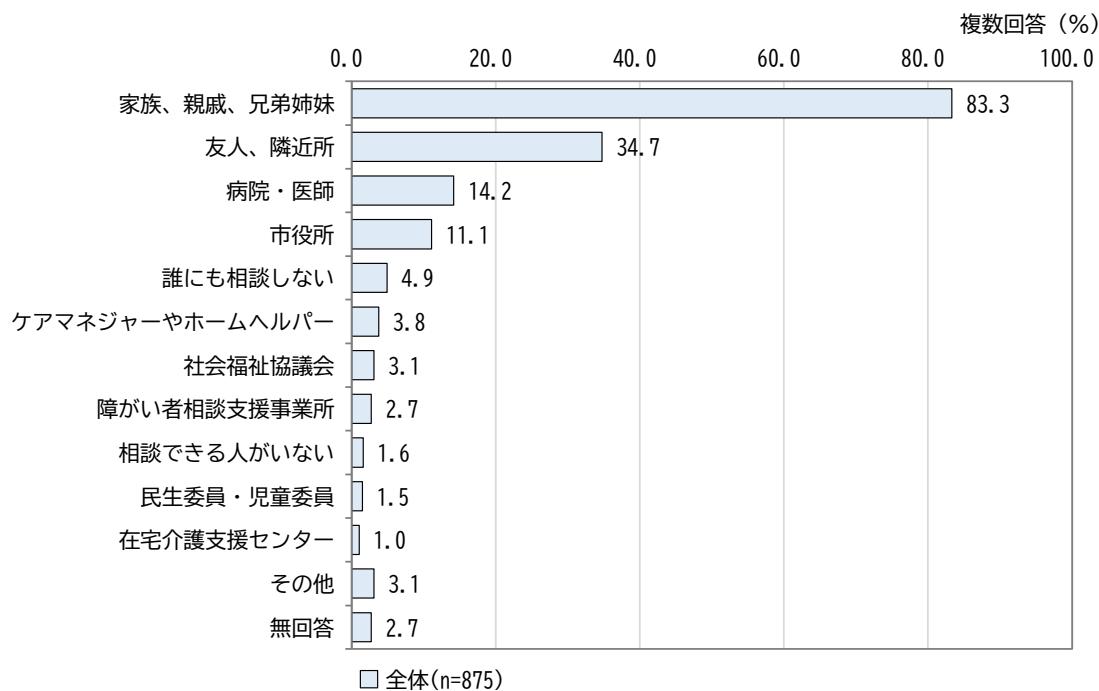


ひきこもり状態の人がいる人に、必要な支援について聞いたところ、「当事者・家族の相談先」が 54.8% で最も高く、次いで「当事者の居場所づくり」「就労支援」がそれぞれ 47.6%、「相談窓口・家族会等の情報提供」が 28.6% となっています。



⑫ 日常生活の中で不安や困りごとが起こったときの相談相手（相談先）について

日常生活の中で不安や困りごとが起こったときの相談相手（相談先）について、「家族、親戚、兄弟姉妹」が 83.3% で最も高く、次いで「友人、隣近所」が 34.7%、「病院・医師」が 14.2% となっています。

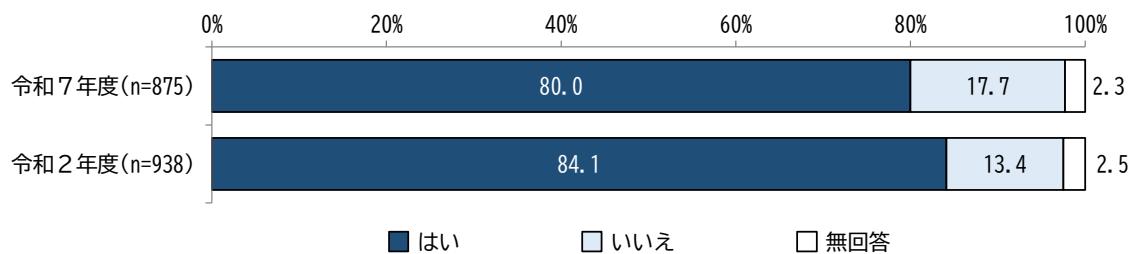


⑬ 防災に対する日頃からの取組や災害等の緊急時の対応について

【災害時の避難場所の認知度】

災害時の避難場所の認知度について、「はい」（知っている）が 80.0%、「いいえ」（知らない）が 17.7% となっています。

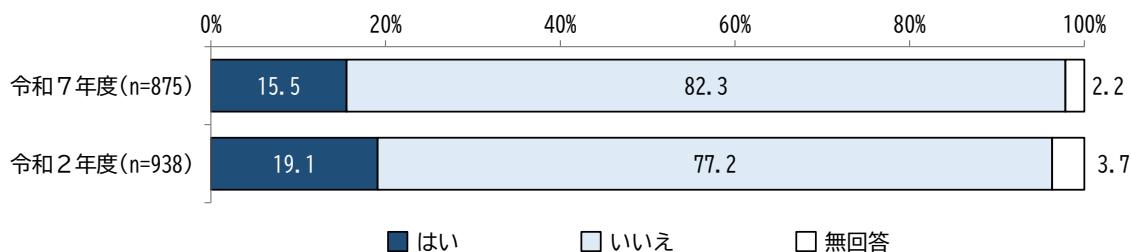
また、令和2年度調査結果と比較すると、「はい」（知っている）では、84.1%から 80.0% と 4.1 ポイント減少しています。



【地域の防災訓練への参加の有無】

地域の防災訓練への参加の有無について、「はい」（参加している）が 15.5%、「いいえ」（参加していない）が 82.3%となっています。

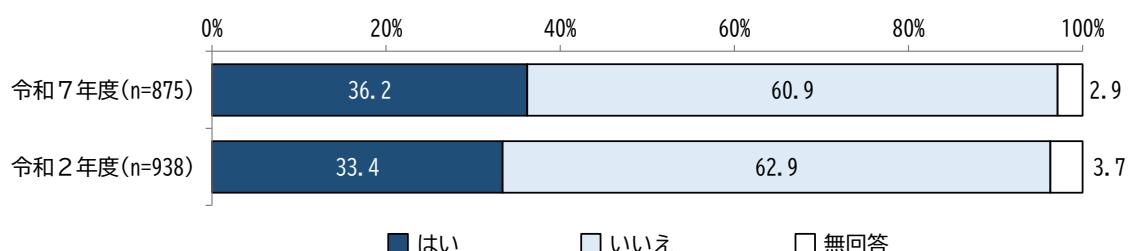
また、令和2年度調査結果と比較すると、「はい」（参加している）では、19.1%から 15.5%と 3.6 ポイント減少しています。



【隣近所で見守りが必要な人がいる世帯の把握の有無】

隣近所で見守りが必要な人がいる世帯の把握の有無について、「はい」（把握している）が 36.2%、「いいえ」（把握していない）が 60.9%となっています。

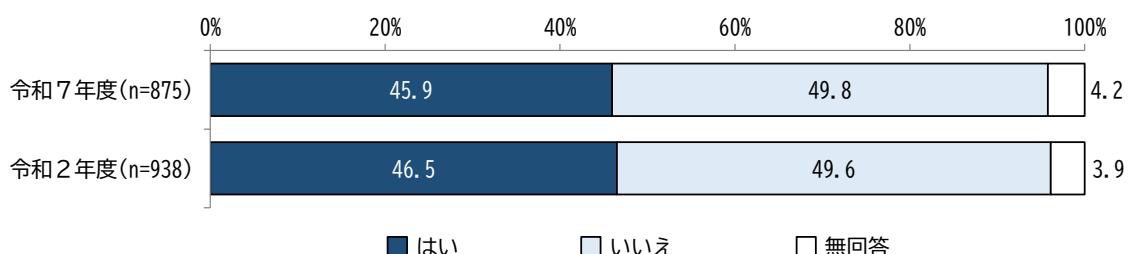
また、令和2年度調査結果と比較すると、「はい」（把握している）では、33.4%から 36.2%と 2.8 ポイント増加しています。



【災害等の緊急時に避難所等への誘導等の手助けの可否】

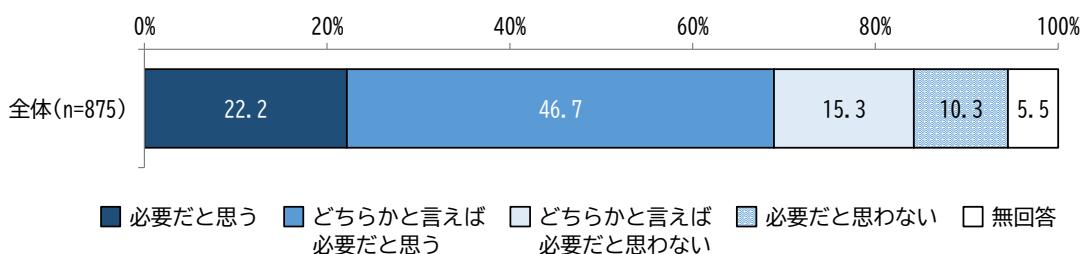
災害等の緊急時に避難所等への誘導等の手助けの可否について、「はい」（手助けできる）が 45.9%、「いいえ」（手助けできない）が 49.8%となっています。

また、令和2年度調査結果と比較すると、「はい」（手助けできる）では、46.5%から 45.9%と 0.6 ポイント減少しています。



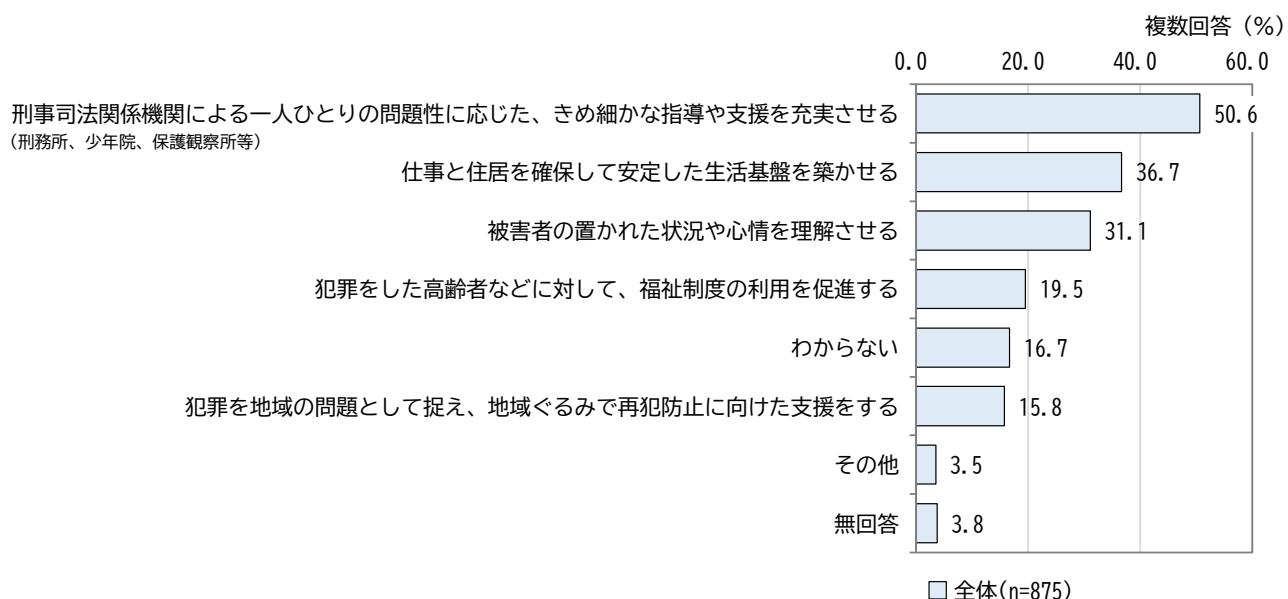
⑭ 犯罪をした人への支援の必要性について

犯罪をした人への支援の必要性について、「どちらかと言えば必要だと思う」が 46.7%で最も高く、次いで「必要だと思う」が 22.2%、「どちらかと言えば必要だと思わない」が 15.3%となっています。



⑮ 再犯防止のために必要な取組について

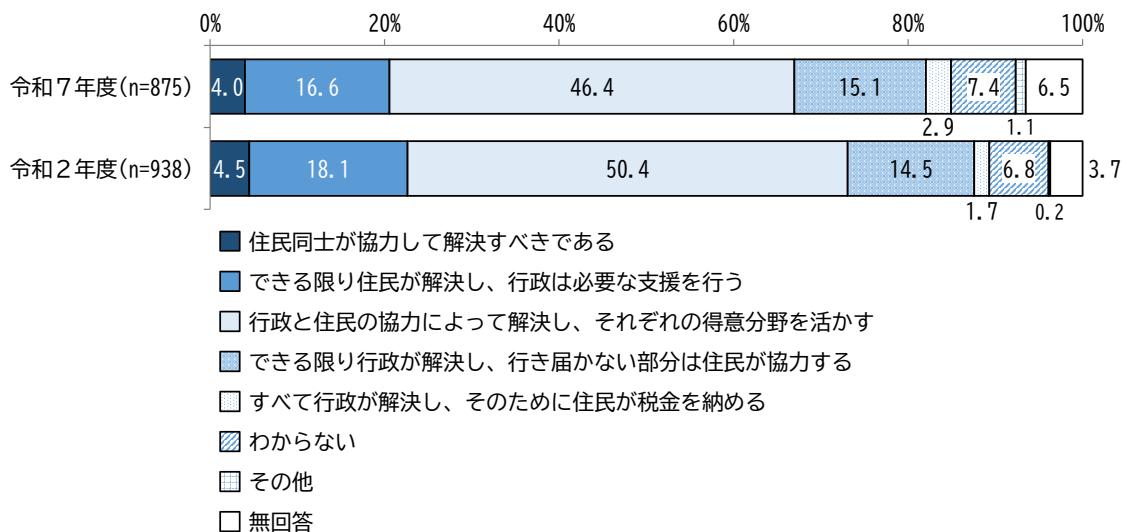
再犯防止のために必要な取組について、「刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実させる」が 50.6%で最も高く、次いで「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が 36.7%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」が 31.1%となっています。



⑯ 地域の問題や課題の解決方法について

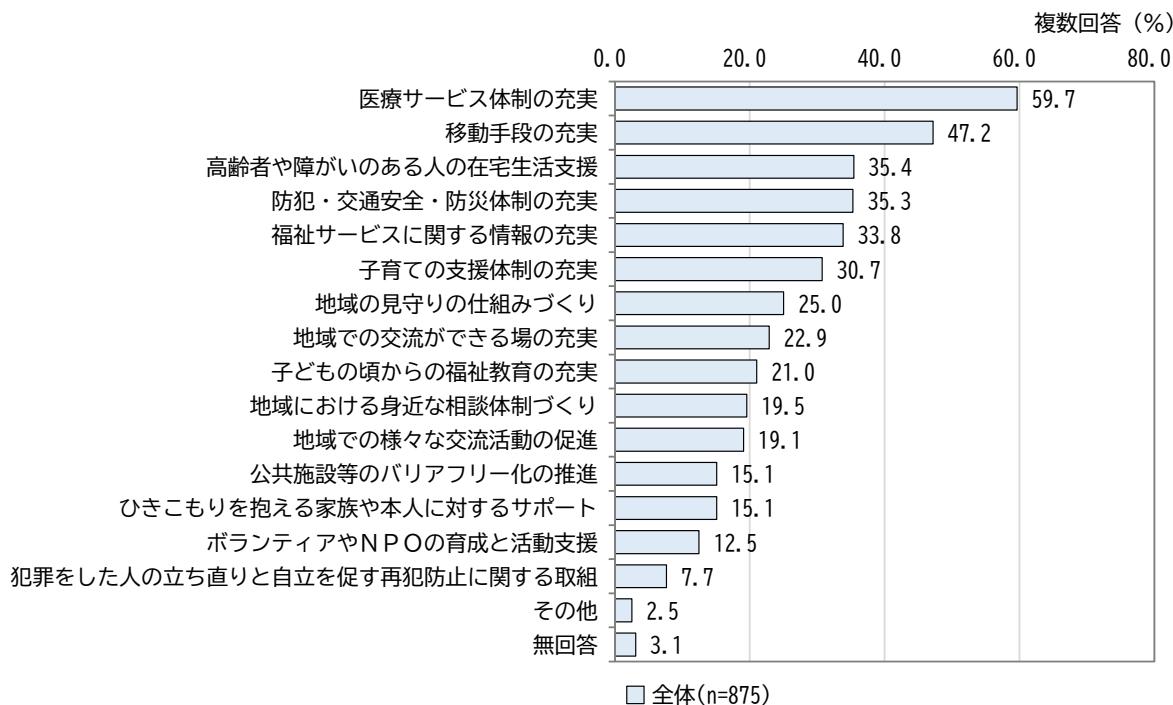
地域の問題や課題の解決方法について、「行政と住民の協力によって解決し、それぞれの得意分野を活かす」が 46.4%で最も高く、次いで「できる限り住民が解決し、行政は必要な支援を行う」が 16.6%、「できる限り行政が解決し、行き届かない部分は住民が協力する」が 15.1%となっています。

また、令和2年度調査結果と比較すると、全体で最も高い「行政と住民の協力によって解決し、それぞれの得意分野を活かす」では、50.4%から 46.4%と 4.0 ポイント減少しています。



⑰ 地域福祉・施策を進めるために重要な取組について

今後、地域福祉・施策を進めるために重要な取組について、「医療サービス体制の充実」が 59.7%で最も高く、次いで「移動手段の充実」が 47.2%、「高齢者や障がいのある人の在宅生活支援」が 35.4%となっています。



3 瀬戸内市の地域福祉を取り巻く課題

- 核家族世帯が増加する一方で、1世帯あたりの平均人員は減少傾向となっており、世帯の小規模化が進行しています。家族や地域社会の絆の希薄化が指摘されている中、市民アンケート調査結果によると、近所づきあいがない人は約1割と低いものの、前回調査結果から増加しています。特に若い世代で近所づきあいがない人が多い状況となっています。また、近所づきあいが必要だと思う人は約8割と高いものの、前回調査結果から減少しています。さらに、市内の福祉関係団体に対して実施したヒアリング調査結果（以下「団体ヒアリング調査結果」という。）によると、「近隣住民のつながりが希薄化し、孤立する住民が増加している」「独居高齢者の増加により、孤独死リスクや日常生活・移動支援のニーズが高まっている」「新興住宅地では住民同士のつながりが少なく、福祉活動への参加も低調で、旧来の地域との交流も不足している」などの声がありました。近所づきあいの重要性の啓発や交流事業を通じて地域のつながり強化や孤立防止につなげることが重要です。
- 市民アンケート調査結果によると、地域活動に参加している人は約5割となっていますが、若い世代は約1割と低い状況にあります。また、ボランティア活動に参加している人の割合は約2割となっています。参加していない理由として、地域活動・ボランティア活動とともに、仕事や家事等が忙しく、時間がないことなどがあげられており、社会構造やライフスタイルの変化による影響がうかがえます。また、団体ヒアリング調査結果によると、瀬戸内市の特徴（いいところ）として、「福祉活動への協力が得やすい地域性を有している」「活動場所が多く、継続的な地域活動が可能である」「自発的かつ意欲的な人材が多く集まり、市内のボランティア精神が高い」などの声がありました。参加しやすい方法の検討や情報発信を行い、活動への参加につなげることが重要です。
- 令和6年における本市の認知症高齢者数は1,654人となっていますが、年々増加し、令和22年で1,952人になると推計されています。また、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、今後も増加すると想定されます。そのような中で、判断能力が十分でない人の権利を守る制度である成年後見制度の認知度は約4割となっています。支援が必要となる人が援助を受けることができるよう、成年後見制度等の普及啓発を図り、制度の利用につなげ、権利擁護を推進することが重要です。
- 市民アンケート調査結果によると、災害時の避難場所の認知度は約8割と高くなっていますが、前回調査結果から減少しています。また、地域の防災訓練への参加状況は約2割と低く、前回調査結果から減少しています。災害に対する地域住民の関心を防災・減災活動につなげるためにも、お互いに支え合い、見守りを必要とする人が災害時に孤立しない地域づくりを推進することが重要です。
- 市民アンケート調査結果によると、犯罪をした人への支援が必要だと思う人は約7割と高く、再犯防止のために必要な取組としては、一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援の充実などがあげられます。
- 団体ヒアリング調査結果によると、地域福祉に関わる活動をする上で困っていることとして、「地域福祉の担い手が不足している」という声が多くありました。また、行政に期待することでは、「地域福祉活動を安定的に進めるため、継続的な財政支援や行政・関係機関とのパートナーシップ強化」「地域力の低下や組織の弱体化に対して、地域の活性化、組織の見直し、人材育成など、支える仕組みづくり」などの声がありました。住民・地域団体・行政が連携して地域での支え合いを推進できるよう、協働の仕組みづくりが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、さまざまな分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決にむけては、地域福祉推進の主役である住民が、自らが暮らす地域の問題を「自分ごと」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、地域における助け合い・支え合いにより解決に向けて取り組むことが重要です。

本計画では、総合計画のめざす将来像「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」や基本方針を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の実現をめざし、前計画の基本理念である『人がともに支え合い 誰もが心豊かに暮らせるまち 瀬戸内』を継承し、本市に暮らすすべての人が、支援の「支え手」、「受け手」という関係を超えてつながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、誰もが心豊かに暮らせるまちをめざします。



2 基本目標

（1）持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。

そのため、福祉・人権教育、地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、支え合い・助け合いの活動を促進することで、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを推進します。

（2）住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり

地域では、子どもから高齢者、障がいのある人や外国人など、生活課題は多様化・複雑化しており、相談支援体制の充実が求められています。

そのため、支援を必要とする人が適切な相談を受けられ、必要な支援につながるよう関係機関との連携体制を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域の福祉ニーズに応じた、福祉サービスを充実させ、住民が抱える課題が解決につながるような体制づくりを推進します。

（3）安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり

誰もが、地域で安全・安心に暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、日頃から地域の助け合いをすすめ、地域の防災・防犯体制を整備します。また、誰もが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中でさまざまな活動をすることができるよう、ライフステージ^{※13}や個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動による地域福祉を推進するとともに、誰もが快適に生活できる、環境づくりに取り組みます。

※13 ライフステージとは、人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される段階。乳幼児期、学童期、思春期、成年期、壮年期、高齢期など。

3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本方針

人がともに支え合い

誰もが心豊かに暮らせるまち
瀬戸内

1 持続可能な地域
福祉の土台とな
る人づくり、地
域づくり

- (1) 地域の問題を自分ごととしてとらえる意識づくり
- (2) 地域住民の交流の場づくり
- (3) 地域福祉の担い手となる人材の育成
- (4) 地域活動・ボランティア活動の充実
- (5) 地域福祉ネットワークの推進
- (6) 持続可能な地域の仕組みづくり

2 住民の困りごと
を解決につなげ
る仕組みづくり

- (1) 重層的な相談・情報提供体制の確立
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 支援を必要とする人の把握と支援
- (4) 住民の尊厳を守る取組の推進

3 安全・安心な暮
らしを支え合え
る地域づくり

- (1) 地域の防災・防犯体制の整備促進
- (2) 生涯の健康を目的とした地域福祉の推進
- (3) 住みやすい生活環境の整備



第4章 施策の展開

基本目標1 持続可能な地域福祉の土台となる人づくり、地域づくり

基本方針（1）地域の問題を自分ごととしてとらえる意識づくり

地域全体の課題に対し、地域住民が主体的に解決へ向けて取り組む地域づくりを推進するため、福祉教育やボランティア活動、地域福祉に関する情報提供を通じて、地域福祉への意識向上に取り組みます。

また、地域が抱える課題を共有し、解決につなげるための場づくりや、寄附による地域福祉への貢献についても、取組の充実を図ります。

取組① 福祉・人権教育の推進

- 地域福祉に関する情報や必要性などを伝え、福祉意識の醸成を図ります。
- 地域に住むすべての人がお互いさまの気持ちを理解し、互いに尊重しあえる意識づくりを進めます。

取組② 広報・啓発活動の充実

- 広報紙やホームページ、回覧板等各種媒体において、地域の行事や事業、地域住民のボランティア活動等、地域福祉に関する内容を掲載し、地域住民に地域福祉の推進と実践への理解を得られるよう周知します。

取組③ 地域の問題について話し合う場づくり

- 地域福祉懇談会を開催し、地域の福祉課題や今後地域で取り組むべき活動などについて話し合いながら、住民同士の助け合い活動を推進します。

取組④ 寄附文化の醸成

- 多くの地域住民が市民活動に関心を持ち、市民活動への寄附を気軽に行えるような仕組みを検討します。
- 赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄附文化の醸成を図ります。

住民の取組



- 自分が住んでいる地域に愛着を持ちます。
- 瀬戸内市の福祉について興味や関心を持ちます。

- 家族で福祉について話し合う場を設けます。
- 地域の行事や総会などに積極的に参加します。
- 福祉活動や講座、研修などに積極的に参加します。
- 地区別懇談会への参加を通じて、地域の福祉ニーズを明らかにします。
- 地域で支え合うため寄附文化の関心を持ち、活動につなげます。

地域・団体の取組



- 福祉の情報などを地域で共有します。
- 福祉活動や講座、研修などの参加を呼びかけます。
- 地域福祉講座の開設を行います。
- 地区別懇談会を開催し、運営に積極的に取り組みます。
- 地域、団体活動を通じて寄附文化の醸成に取り組みます。
- 小地域ケア会議を全地区で定期的に開催し、地域の課題を話し合い、解決策を検討します。
- 住民が興味のある内容に関して、勉強会・説明会を開催します。

社会福祉協議会の取組



- 地域で福祉に関する実践活動や勉強会を開催します。
- イベントについて、地域の人が参加しやすく、興味を持つてもらえるようテーマや日程等を考えます。
- 広報誌等を通じて、福祉に関する講座や研修などの情報を発信します。
- 定期的に小地域ケア会議を推進し、地域住民と福祉ニーズの把握に努め、解決方法を検討します。
- 地域住民や活動団体・企業などに寄附の使途や成果をわかりやすく伝え、寄附が支え合いの活動のひとつであることを地域住民に広め、寄附文化の醸成に努めます。

行政の取組



- 広報紙や福祉・人権に関するイベント、講座・研修などを通じて福祉・人権に関する意識啓発を図るとともに、福祉講座や研修等の支援を行います。
- 市ホームページにおいて、地域福祉に関する内容や必要性をわかりやすく掲載するなど、情報内容の充実を図ります。
- 地域での地区別懇談会の開催を支援し、地域での支え合い活動を促進します。
- 多くの地域住民が市民活動に関心を持ち、市民活動への寄附を気軽に行えるような仕組みを検討します。
- 赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄附文化の醸成を図ります。

基本方針（2）地域住民の交流の場づくり

住民同士が助け合い・支え合いによって解決に向けて取り組むことは、地域福祉そのものであることから、より一層の住民同士の交流の促進に向け、支え合いの輪に子どもから高齢者まで、世代を超えて地域が一体となって参加し、相互理解を深めることができる機会の拡充を図ります。

取組① 地域での声かけの促進

- 学校等の登下校中におけるあいさつ運動を実施し、地域住民やPTA、行政等が一体となって子どもたちの安全確保や防犯を進めるとともに、地域での声かけを行なながら、地域住民の連携を図ります。

取組② 地域組織の住民と交流活動への支援

- 地域の行事、サロン事業、こどもひろば事業、こども食堂などを通じて、地域に住む子どもから高齢者までが、身近なところで気軽に集まることができる場づくりを進めます。

取組③ 支援の必要な住民との交流機会づくり

- ふれあいサロンや各種交流事業により、支援の必要な人同士の相互交流の機会を提供し、仲間づくりや情報共有、相談などができる環境づくりを進めます。

取組④ 世代間で交流するきっかけづくり

- 各種イベントや生涯学習などを通じて、福祉に関する理解を深めながら、住民相互の理解と交流の場づくりを進めます。
- 高齢者や児童・生徒など世代間交流を積極的に推進し、相互理解の促進を図ります。

住民の取組



- 隣近所や地域においてあいさつや声かけをします。
- 近所・地域で行っている交流の場に出かけます。
- 困ったことや不安ごとは交流の場で気軽に相談し合います。
- 自治会やサロン活動等に参加し、子どもや高齢者、同じ趣味や環境を持った人などと交流します。

地域・団体の取組



- 学校等の登下校中や地域内において、あいさつをするよう呼びかけます。
- 幅広い世代の人が集まる場づくりを進め、住民同士の絆を深めます。

- 同じ課題を持った人や支援が必要な人が交流し、話し合える場を設けます。
- 地域活動や団体活動を通じて、さまざまな人が交流できる機会を増やします。
- 地域行事や活動等を開催し、地域住民へ参加を呼びかけます。

社会福祉協議会の取組



- 地域の行事など地域活動の開催を支援します。
- 地域行事やサロン活動などの内容を発信し、地域住民に参加を呼びかけます。
- 支援が必要な人や当事者同士が参加できる場づくりを支援します。
- 地域住民が相互に心の交流を図り、いつまでも安心していきいきとした生活を送ることを目的として、ふれあいサロンの開催を支援します。
- こどもの食と居場所づくり事業や子育てサロン事業により、地域住民が多様な活動を通して交流や子育てを楽しみ、仲間をつくり、互いに支え合う地域づくりを推進します。

行政の取組



- 学校等において、登下校中にあいさつ運動を実施します。
- 地域活動や交流できる場の情報発信を行います。
- 地域におけるイベント等の開催を支援するとともに、支援が必要な人や当事者同士が参加できる場づくりを支援します。
- 地域住民が集い、地域のことを話し合える場や機会を提供します。
- 各種イベントや生涯学習などを通じて、多様な交流機会を創出します。
- 地域の多世代交流による持続的な遊び場となるよう、外遊びを楽しむ「こどもひろば」事業を推進・展開します。

基本方針（3）地域福祉の担い手となる人材の育成

地域福祉を推進する上で、地域福祉の担い手として主体的に活動する人材が欠かせません。そのため、地域活動を通じた担い手の発掘に取り組むとともに、地域福祉を推進するリーダーの確保・育成を進めます。

また、地域活動を効果的なものとするため、地域活動を行う人の知識・技術向上に向けた支援に取り組みます。

取組① 地域の人材発掘・確保、育成

- さまざまな世代が気軽に参加できる講座や研修会などを通じて、地域福祉の担い手となる人材の確保と育成を進めます。
- 若い世代や団塊の世代に対して、地域行事や自治会活動、ボランティアへの参加を通じて、知識や経験を持った人の発掘を進めるとともに、地域活動やボランティア活動等の担い手の確保に努めます。

取組② 福祉を担うリーダーの確保・育成

- 地域のリーダー育成のための講座や研修、ボランティア研修の充実を図り、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーの確保・育成に努めます。

取組③ 地域活動を行う人の知識・技術向上への支援

- 地域活動を行う人に対し、活動の質を高め、効果的な地域活動が実施できるよう福祉に関する制度やサービス等の情報提供、研修機会の充実を図り、地域活動を行う人の知識・技術向上に向けた支援を進めます。

住民の取組



- 地域活動やボランティア活動等について、理解を深めます。
- 自治会活動の役割や内容を理解し、自治会活動への参加や協力に努めます。
- 講座や研修等で得た知識を活動にも生かせるようにします。
- 地域のリーダー育成の講座や研修等に参加します。

地域・団体の取組



- 地域において知識や経験のある人などを発掘し、地域活動の充実に向けて活用します。
- 定年退職した人に対して、地域活動への参加を促します。
- 若い世代や団塊の世代との関わりを持ち、後継者となる人材の確保・育成を進めます。

- 地域活動やボランティア活動等に参加している人に対して、地域のリーダー育成の講座や研修等への参加を働きかけます。

社会福祉協議会の取組



- 地域活動やボランティア活動団体の担い手の発掘・確保、育成を支援します。
- 地域福祉活動の担い手の発掘・育成を進めます。
- 地域活動やボランティア活動に興味のある人に対し、活動に関する情報の提供を行い、活動を体験できる機会の提供に努めます。
- 生活支援を行っていくボランティアの養成と派遣の調整・支援を行います。
- 地域のリーダー育成のための講座や研修、ボランティア研修の充実を図り、地域福祉を担うリーダーの育成を支援します。
- 地区社協の充実・強化を図るとともに、活動支援を行います。

行政の取組



- 職員に対し、ボランティア活動への積極的な参加を促します。
- 社会福祉協議会と連携を図りながら、地域のリーダー育成のための講座や研修などを実施するとともに、地域活動やボランティア活動団体の担い手の発掘・確保、育成を支援します。
- 地域活動を活性化させる支援策の検討・実施やリーダー人材の養成を支援します。

基本方針（4）地域活動・ボランティア活動の充実

地域活動やボランティア活動を推進するため、団体間の連携の強化や活動の情報発信等により、活動の活性化につながるよう、地域活動の場づくりの支援に取り組みます。

また、地域活動・ボランティア活動が柔軟で持続的なものになるよう、各種助成制度の利用を促進します。

取組① 地域活動の場づくり支援

- 各種サロン事業や福祉活動、ボランティア活動など地域団体やボランティア団体等への支援や団体間の相互連携の強化に努め、地域活動がしやすい環境づくりを進めます。
- 地域活動・ボランティア活動への参加を希望する人が活動を身近に感じ、気軽に集え、参加しやすい場となるよう、工夫に努めます。

取組② 地域活動を側面的に支援する助成制度の実施

- 地域の活動団体が地域の実情に応じて円滑に地域活動を行うとともに、継続して実施できるよう各種助成制度により支援します。

住民の取組



- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加します。
- 趣味や特技、経験を生かすなど、身近なところからボランティアに取り組みます。
- 親子で地域行事に参加するなど、子どものころから地域活動に参加し、地域福祉の意識づくりを進めます。

地域・団体の取組



- 気軽に参加できる行事やイベント等の機会を増やします。
- 地域の中で集える場として活用できる場を把握し、利用に関して行政に要望します。
- 住民に地域行事やボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 他の自治会やボランティア団体との交流の機会を持ちます。

社会福祉協議会の取組



- 身近な小地域において、福祉委員が福祉の問題やニーズを発見し、解決のために近隣住民に働きかけ、民生委員・児童委員などと協力し、福祉活動を行えるよう支援を行います。

- ボランティアをしたい人へのボランティア情報の提供及びボランティアを求める側からの相談対応を行います。また、夏休み期間中に市内の福祉施設、ボランティア・市民活動団体、サロングループ等の協力を得て、ボランティア体験の機会を提供します。
- ふれあいサロン事業への支援を通じて、活動しやすい環境を整えます。
- 地域の子どもから高齢者までさまざまな人が身近に集まれるつどいの場をつくり、地域住民が相互に交流できる場づくりを支援します。
- 民生委員・児童委員やボランティア団体等の活動内容の周知や団体同士の相互連携の強化に努めます。

行政の取組



- 地域活動の拠点となる集会施設を再編します。
- 地域福祉活動参加のきっかけとなるよう、活動できる場の確保や情報を提供します。
- 地域住民やボランティア団体等が交流できる機会を増やします。
- 民生委員・児童委員の活動内容の周知を図ります。
- 地域の多世代交流による持続的な遊び場となるよう、外遊びを楽しむ「こどもひろば」事業を推進・展開します。
- 自治会、コミュニティ団体及び市民活動団体が、市民意識や地域の実情に即して、自ら企画立案し、実施する公益性の高い活動を公募し、地域住民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、瀬戸内市市民活動応援補助金や瀬戸内市協働提案事業補助金等を交付します。
- 地域児童遊園地の遊具を新設又は増・改築並びに点検等整備を行う自治会や団体等に対し、瀬戸内市地域児童遊園地遊具整備事業補助金を交付します。

基本方針（5）地域福祉ネットワークの推進

地域課題が多様化・複雑化する中、それらの解決に向け自治会や民生委員・児童委員、福祉委員や関係機関が協働し、地域の実情の把握に努めるとともに、支援が必要な人が適切なサービスを受けられるよう、ネットワークを充実させます。

また、地域活動の情報収集及び提供により、地域福祉のネットワークの強化を図り、適切な対応を行っていきます。

取組① 地域の見守りネットワークづくり推進

- 自治会や民生委員・児童委員、福祉委員、自主防災組織^{※14}等の関係団体が連携し、支援を必要とする人の把握や適切なサービスへつなげられるよう、見守るためのネットワークづくりを推進します。

取組② 地域の福祉ニーズの把握

- 住民の生活課題は多様化・複雑化しており、それら課題に対応するためにも、民生委員・児童委員や福祉委員、地域包括支援センター^{※15}等関係団体・機関等を通じて、生活課題や福祉ニーズの把握に努めます。

取組③ 地域活動を促進する情報の収集及び提供

- 地域活動を行っている団体や組織について情報の収集を行い、団体や組織の活動内容や状況等を把握するとともに、住民への情報提供や団体間での意見交換、情報共有に努めます。

住民の取組



- 地域で行われている見守り活動に参加します。
- 家族の中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯など離れて暮らしている場合、自分の家族のことを気にかけ、見守ります。
- 身近で困っている人の悩みを聞き、専門機関の紹介や、困っている人について地域や行政に情報提供します。
- 地域活動の内容を把握するとともに、活動がよりよくなるよう、アイデアを出します。
- 福祉に関する制度やサービスについて理解を深めます。

^{※14} 自主防災組織とは、災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

^{※15} 地域包括支援センターとは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

地域・団体の取組



- 地域のネットワークを活用した、見守りの組織づくりを進めます。
- 地域で活動している団体や組織と情報共有を図り、協力し合い、地域間の繋がりを深めていきます。
- 地域での困りごとなどを把握し、事業者や行政へ情報提供します。
- 民生委員・児童委員による定期的な訪問を通じて、見守りや生活課題等の把握に努めます。
- 福祉に関する制度やサービスについて地域や団体内で共有します。
- 福祉に関する各種団体の活動内容などの把握に努めます。

社会福祉協議会の取組



- 社会福祉協議会は、さまざまな機関と連携しており、引き続き、あらゆる関係機関とのネットワークづくりを進めます。
- 社会福祉協議会の地区社協は、自治会、自主防災組織等と連携したネットワークを構築し、見守り活動を通じて、孤独死の防止に努めます。
- 身近な小地域において、福祉委員が福祉の問題やニーズを発見し、民生委員・児童委員などと協力し、福祉活動を行います。
- 地域包括支援センター等職員が高齢者宅を訪問し、在宅生活の向上に向けて福祉ニーズの把握に努めます。
- 瀬戸内市ボランティア連絡協議会の活動を通じて、市内のボランティア同士の情報交換・交流・学習を促進します。
- 福祉委員研修会や民生委員・児童委員等との連絡交換会、ふれあいサロン等の交流会の開催を通じて、情報共有を図ります。さらに、知識や技術向上に向けて福祉に関する制度やサービス等の情報提供、研修機会の充実を図ります。

行政の取組



- 地域内・地域間の情報発信・交流のネットワークを構築し、地域の主体的な取組を支援します。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、緊急通報装置の貸し出しを行い、家庭での事故や突然の病気に迅速に対応する仕組みを整備します。
- 地域課題の実態把握を行い、必要な支援施策を検討します。
- ボランティア活動や地域活動を行う団体間での意見交換や、共同での活動実施などを促せるよう、団体間交流の場づくりに努めます。

基本方針（6）持続可能な地域の仕組みづくり

住民が地域で活躍することは、地域福祉の推進のみならず、経済の活性化にもつながることから、地域課題を「ビジネス」により解決する取組や、地域の力を活用するための支援を図ります。

また、就労に意欲的な人が積極的に社会活動に参加できるよう、就労に向けた支援を推進し、持続可能な地域の仕組みづくりをめざします。

取組① 地域経済の活性化に向けた体制づくり

- 身近な地域での消費を拡大するため、買い物などの支援を推進します。
- コミュニティビジネスの活性化により、地域内での経済循環をつくります。
- 地域の見守りや介護予防、健康づくり、子育て支援などにおいて、地域コミュニティ^{※16}の活力を積極的に利用するため、新たな団体、組織、法人の立ち上げを支援します。

取組② 地域における就労促進

- 高齢者や子育て世帯の女性などが地域で就労し、積極的に社会生活へ参加することができるよう、就労に向けた支援に努めます。

住民の取組



- 生きがいをつくります。
- 健康を保ちます。
- 積極的に就労に努めます。
- 地域に貢献できるしごとをするように心がけます。
- 身近な地域で買い物をするように心がけます。

地域・団体の取組



- 生きがいづくり、健康づくりを地域ぐるみで行います。
- シルバー人材センターを積極的に活用します。
- 身近な地域での買い物を支援します。
- コミュニティビジネスの創業に努めます。
- 地域活動の取りまとめや財政的な支援を行います。
- 個人情報の管理に十分留意しながら、隣近所の付き合いを大切にします。

^{※16} 地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

社会福祉協議会の取組



- 地域の福祉ニーズとサービスの調整を行います。
- 高齢者や障がいのある人を就労や生きがい活動につなぐ情報提供を行います。
- 市内の社会福祉法人等と連携し、一般就労^{※17}が難しい人の就労支援について部会等で協議します。

行政の取組



- 本市での地域コミュニティを活用した起業・創業を支援し、新たなしごとづくりをめざします。
- コミュニティビジネスの活性化支援や買い物支援等を通じて、身近な地域での経済循環を推進します。
- ハローワークやシルバー人材センター、「ゆめワークせとうち」、特別支援学校^{※18}等と連携し、高齢者や障がいのある人などの就労支援に取り組みます。
- 高齢者や子育て世帯の女性の就労に向けた支援に努めるとともに、子育て世帯の保護者が仕事と子育てを両立できるよう、企業に対し就労に向けた働きかけを行います。
- 「ジョブスポットせとうち」と連携し、福祉の相談と就労に向けた相談を同時にを行うことで、福祉から就労に向けた支援を行います。
- I T利用の普及及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。

※17 一般就労とは、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

※18 特別支援学校とは、比較的重度の障がいのある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障がいに配慮した専門性の高い教育を行う学校。幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として、都道府県により設置。

基本目標2 住民の困りごとを解決につなげる仕組みづくり

基本方針（1）重層的な相談・情報提供体制の確立

多様化・複雑化する生活課題に対応するため、相談窓口間や庁内の連携を強化し、地域のさまざまな問題を適切に解決できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、福祉に関する情報提供や身近な地域での相談支援の充実により、地域課題の解決をめざします。

取組① 総合的な相談支援体制の確立

- 福祉に関する各種相談窓口の周知・浸透を図るとともに、関係部署が連携することで、複数の部署にまたがるような案件にも、適切に対応します。

取組② 身近な地域の相談体制の充実

- 地域住民が身近な場所で日常生活上のさまざまな相談をすることができるよう、相談体制の充実及び周知を図ります。
- 地域で身近な相談活動を行う人材による、相談や情報提供の活動を促進します。

取組③ 福祉サービスのわかりやすい情報提供

- 広報紙やホームページを活用し、市政情報や福祉情報を発信します。
- パンフレットや冊子を活用し、福祉制度やサービス内容のきめ細かな情報提供を行います。

取組④ 相談窓口間の連携による情報共有

- 相談機関間の連携を図り、地域を取り巻くさまざまな福祉ニーズや相談内容について情報共有や、専門的機関等へつなげられるネットワークの構築を図ります。

取組⑤ 庁内の連携強化

- 高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、多岐にわたる複雑な課題を抱えている人は、解決までに時間を必要とする傾向にあります。関係する部署や機関も状況に応じ変化していくことから、全体の問題を把握し、個々の進捗を管理しながら調整を図るなど、個人や世帯の問題を切れ目なくコーディネートすることのできる体制づくりを進めます。

住民の取組



- 広報紙やホームページなどから、必要な福祉情報を収集します。
- 身近な地域内で福祉に関する情報共有をします。

- 日頃からちょっとしたことを相談できる相手をつくります。
- 各機関等の相談窓口を把握し、支援が必要なときは相談します。
- 問題を家族・個人で抱え込みます、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談します。

地域・団体の取組



- 地域内での福祉に関する情報共有を行います。
- インターネット等を活用した情報の収集や回覧板等を通じた情報提供を行います。
- 各種組織・団体の活動等の情報を定期的に共有・発信します。
- 地域での困りごと等に対し、市や社会福祉協議会と連携・協力します。
- 広報紙やホームページなどから福祉情報を得られない人への情報伝達方法を検討します。

社会福祉協議会の取組



- 地域包括支援センターや権利擁護センター^{※19}、生活相談支援センター、ひきこもりサポートセンターの運営を通じて、さまざまな相談に積極的に対応します。
- 制度の狭間にあるケースを関係機関・住民と連携・協力し、解決に向けた調整を行います。
- 広報誌を配布し、社会福祉協議会の行事や事業について、情報提供します。
- ホームページ、SNSにより、社会福祉協議会の行事や事業について、情報提供します。
- 福祉委員などの地域人材による見守り活動等の促進を図ります。

行政の取組



- 地域住民にとって身近な地域で、分野を超えた総合的な相談に応じることができるよう、関係機関と連携し、包括的な相談支援体制の整備を行います。
- 民生委員・児童委員などの地域人材による訪問相談等の促進を図ります。
- パンフレットや冊子等によるきめ細やかな情報提供と、広報紙やホームページ等による速やかな情報発信を行います。
- 点字や音声案内等、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員の地域における存在や役割を明確にできるよう、活動等の広報を行います。
- 各分野の連携を図りながら、相談から総合的なコーディネートへとつなげられる体制の充実を図ります。
- 高齢者や障がい者、子ども、ひとり親等のさまざまな分野に対応した相談窓口の充実を図ります。

^{※19} 権利擁護センターは、日常生活に不安のある高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言等を行う権利擁護に関するワンストップ相談支援機関である。

基本方針（2）福祉サービスの充実

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、必要なサービス量の確保を進めます。

また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上につなげます。

取組① 福祉サービスの質向上・適正配置

- 福祉サービスの質の向上及び量の確保に向けて、研修や人材確保の取組を支援します。
- 各福祉サービスの、事業内容の検証・評価、指導を行い、適正なサービスの提供をめざします。
- 福祉サービスに関する苦情や提言の申し出がしやすい環境づくりを進めるとともに、苦情解決体制の充実を図ります。

取組② 福祉サービスの情報公開推進

- サービス事業者と連携を図りながらサービス内容について情報公開を進め、支援を必要とする人が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できる環境をめざします。

住民の取組



- 本市で実施されている福祉サービス等の情報を入手します。
- 住民同士で福祉サービスなどの情報を交換します。
- サービス内容について気になった点や要望は、サービス事業者や行政へ伝えます。

地域・団体の取組



- 支援を必要とする人がいたときは、相談に応じて、公的な支援を紹介します。
- 社会的な援護を必要とする人の自立支援に協力します。
- 地域の福祉ニーズを把握し、サービス事業者や行政へ伝えます。

社会福祉協議会の取組



- サービス事業所やボランティア団体などによるサービスのコーディネート機能を高めます。
- 地域包括支援センターにおいて、要介護状態となる可能性のある人に対して、介護予防相談・活動を行うとともに、一般高齢者に対しては、介護予防活動の場づくりや参加促進を行います。



- 地域の福祉ニーズや課題を収集し、必要な福祉サービスの質と量の確保をめざします。
- サービス提供事業者について事業内容の評価・点検等に努め、適正な指導を実施します。
- 保健・医療・福祉等にかかるさまざまなサービスを総合的・継続的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 事業者が実施しているサービス情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じて情報提供を行います。

基本方針（3）支援を必要とする人の把握と支援

支援を必要としているにもかかわらず、本人や世帯が課題を抱えたまま地域から孤立し、適切な支援を受けられていない人に対し、地域のネットワークを活用し早期発見と早期解決を図るとともに、自立に向けた包括的な支援体制の整備に取り組みます。

また、さまざまな困難を抱える人に対して、支援体制の充実による自殺対策や再犯防止に向けた理解促進等の取組を推進します。

取組① ひきこもりの人への支援体制強化

- 8050 問題^{※20}やダブルケア^{※21}など複合的な課題や、制度の狭間にある困りごとなどを抱えた人については、地域住民やさまざまな関係機関、部署が関わりながら対応していく必要があることから、地域ケア会議^{※22}や地域自立支援協議会^{※23}など活用しながら、包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
- ひきこもりサポートセンターにおいて、ひきこもりなどの相談を実施します。

取組② 生活困窮者の自立支援

- 地域団体等と連携し、生活困窮者の早期把握に取り組みます。
- 生活困窮者の自立支援に向けた包括的な支援体制の整備に努めます。

取組③ さまざまな困難を抱える人に対する支援（自殺対策、再犯防止）

- 精神障がい者が、精神疾患（認知症を含む）の悪化や再発を予防しながら、地域の一員として自らの暮らしを送れるよう、医療機関との連携や在宅医療^{※24}サービスの充実等を推進します。
- 再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保、民間協力者の活動促進などの支援に取り組みます。

^{※20} 8050 問題とは、「80 代」の親が「50 代」の子どもを経済的に支える必要がある状態のこと。子どもは仕事がなく収入もないため、親の年金が一家の主たる収入源になる。

^{※21} ダブルケアとは、狭義では育児と介護が同時期に発生する状態のことであり、広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題のこと。

^{※22} 地域ケア会議とは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい生活を送ることができるよう、質の高いケアマネジメントの実現による高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めていく会議体のこと。

^{※23} 地域自立支援協議会とは、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して協働するネットワークであり、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関や障がい関係団体等で構成される。

^{※24} 在宅医療とは、在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

住民の取組



- 身近に、支援を必要とする人がいるか気にかけるようにします。
- 家族の中で支援を必要とする人がいる場合は、相談機関に相談します。
- 地域で支援を必要とする人がいた場合は、相談機関の紹介や、自治会・行政などへ情報提供します。

地域・団体の取組



- 支援を必要とする人がいたときは、相談に応じて公的な支援を紹介します。
- 社会的な援護を必要とする人の自立支援に協力します。
- 民生委員・児童委員や福祉委員自身が身近な相談役として、協力するように働きかけます。

社会福祉協議会の取組



- ひきこもりサポートセンターにおいて、ひきこもりなどの相談を実施し、ひきこもりの人やその家族への継続的な支援を行います。
- 生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援等を実施します。また、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、生活困窮者の自立を促します。
- 地域包括支援センターにおいて、認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の人やその家族を地域や職場で見守り、支える認知症サポーター^{※25}を養成するため、認知症サポーター養成講座等を実施し、活動を支援します。

行政の取組



- ひきこもりサポートセンターを設置し、ひきこもりなどの相談を実施し、ひきこもりの人やその家族への支援体制を整備します。
- 生活困窮者の実態把握及び就労支援等の自立支援体制の構築をめざします。
- ひとり歩き高齢者見守り協力体制等を通じて、徘徊高齢者の生命・身体の安全及び家族等への支援に努めます。
- 非行や犯罪をした人が、地域において立ち直りができるよう、関係団体と連携し、再犯防止を推進するとともに、地域において孤立した人をつくるよう、福祉サービスの利用促進等に努めます。
- 非行や犯罪をした人の就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援を図ります。
- 悩みを抱える子どもや地域生活に課題を抱える人が、相談しやすい環境整備を図ります。

^{※25} 認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいます。

- 更生保護活動の継続につながるよう、保護司や民間ボランティア活動の充実に向けた人材確保や活動の支援を図ります。
- 再犯者の円滑な社会復帰に向けて、更生保護活動の理解促進を図ります。

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根”について

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根”は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うという意味が込められています。更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性を温かく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」（昭和 52 年、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、平成 20 年に生まれました。



基本方針（4）住民の尊厳を守る取組の推進

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待等の防止と早期発見・早期解決に向け、関係機関の連携による支援体制の強化に努めます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業※26の利用を促進する等、権利擁護制度の充実を図り、すべての住民の尊厳が守られた地域づくりを進めます。

取組① 虐待等の早期発見体制の強化

- 虐待への認識を深めるための講演会や研修会を通じて、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待防止の意識づくりを進めます。
- 虐待の未然防止や早期発見のため、相談体制の強化を図ります。
- 見守り活動等を通じて、子どもや高齢者、障がいのある人の虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応のネットワークの強化を図ります。

取組② 権利擁護制度等の利用促進（成年後見制度の利用促進）

- 判断能力が十分でない人に対し、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用などを進めます。
- 関係機関・団体と連携しながら、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

住民の取組



- 身近に、支援を必要とする人がいるか気にかけるようにします。
- 家族の中で支援を必要とする人がいる場合は、相談機関に相談します。
- 地域で支援を必要とする人がいた場合は、相談機関の紹介や、自治会・行政などへ情報提供します。

地域・団体の取組



- 支援を必要とする人がいたときは、相談に応じて公的な支援を紹介します。
- 社会的な援護を必要とする人の自立支援に協力します。

※26 日常生活自立支援事業とは、知的障がい、精神障がい、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決、制度の利用援助などを実施するほか、日常的金銭管理等を行う。

社会福祉協議会の取組



- 虐待の早期発見・早期対応に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら課題解決に努めます。
- 権利擁護センターの運営を通じて、虐待や成年後見制度等の相談に対応します。
- 権利擁護センターにおいて、成年後見制度について学び、身上保護^{※27}を中心に活動する市民後見人の養成・支援を実施します。
- 権利擁護センターにおいて、権利擁護に関わる専門職を対象とした研修会を実施します。
- 日常生活自立支援事業による支援が必要な人への利用促進を図ります。

行政の取組



- 虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 社会福祉協議会委託の虐待防止事業を通じて、高齢者や障がいのある人等の虐待防止に努めます。
- 保育所等や各母子保健事業等を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所との連携を図ります。
- 関係機関との協力のもと児童虐待防止ネットワークを市全域に拡大します。
- 判断能力が不十分な人の生活を支援する権利擁護事業等の利用促進を図るために、保健・医療・福祉の連携に司法を含めた、地域連携ネットワークを構築します。
- 権利擁護センターを中核機関として設置し、法律・福祉の関係機関と組織する「協議会」の整備、本人中心の「チーム」形成の支援にあたります。
- 成年後見制度や法定後見制度・任意後見制度の仕組みなどについて地域住民に広く啓発します。

^{※27} 身上保護とは、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

基本目標3 安全・安心な暮らしを支え合える地域づくり

基本方針（1）地域の防災・防犯体制の整備促進

記録的な自然災害が例年のように発生する中、地域の防災体制の充実を図るため、平常時から防災の意識を持ち、お互いに声をかけあい避難できるよう意識の向上に取り組み、高齢者や障がい者、子どもなど配慮が必要な人を地域全体で支える体制づくりを推進します。

また、犯罪情報について適宜発信し啓発や相談を行うとともに、警察や地域の防犯に関するネットワークと連携し、地域ぐるみの防犯活動の取組を周知・支援するとともに、特殊詐欺等の消費者被害の未然防止を図るべく、情報発信を行います。

取組① 防災意識の向上

- 災害時に迅速な対応が取れるよう地域における防災体制を強化するとともに、自主防災組織の活動や防災訓練の参加を促進し、災害などの緊急時に備えた対応の充実に努めます。
- 広報紙やホームページ、回覧板等を活用し、防災に関する情報提供を行い、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

取組② 災害時の支援体制構築

- 住民が日頃から防災意識を持つとともに、避難行動の備えを通じて、災害時に住民同士が助け合い、支え合える体制づくりに取り組みます。
- 災害時において、高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、支援が必要な人の情報を地域で共有し、地域全体で安否確認や避難支援などを行える体制づくりを進めます。
- 自主防災組織の活動への支援や災害ボランティア^{※28}の育成を進め、避難支援が円滑に行える体制を整えます。
- 災害時に迅速に対応するため、要配慮者^{※29}等の把握、避難支援訓練の実施など地域における支援体制の強化を図ります。

取組③ 防犯活動の推進

- 地域の巡回や登下校中の防犯パトロールを実施するとともに、防犯に関する情報提供を行い、防犯に関する意識の向上を図るなど地域における防犯力の向上を図ります。
- 地域の不審者情報や消費者被害の情報について迅速な情報発信を行い、被害の未然防止をめざします。

^{※28} 災害ボランティアとは、災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係単体との連絡調整活動を行っている。

^{※29} 要配慮者とは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者のこと。

住民の取組



- 家族や隣近所の中で緊急時に支援を必要とする人がいる場合、日頃から気にかけます。
- 防災訓練や自主防災組織活動へ参加します。
- 広報紙やホームページ、回覧板等を確認し、防災に関する情報を把握するとともに、災害発生時には、すぐに避難できるよう避難場所や避難経路を確認します。
- 家族の中に災害時に支援が必要な人がいる場合は、避難行動要支援者の名簿への登録をします。
- 防犯に関する情報を確認し、理解を深めます。
- 身の回りで犯罪や消費者被害に遭うおそれのある人について気にかけます。

地域・団体の取組



- 災害時の要配慮者や避難体制について日頃から情報共有を図ります。
- 防災訓練や自主防災組織活動を定期的に行います。
- 災害時には自主防災組織や災害ボランティア等と連携を図り、避難支援を行います。
- 地域の巡回や登下校中の防犯パトロールを行います。
- 地域の不審者情報について行政や警察等へ提供します。

社会福祉協議会の取組



- 災害ボランティアの育成を図ります。
- 行政と連携し災害時要配慮者の実態等を把握し、関係団体・機関との情報共有を図ります。
- 災害ボランティアセンターの運営・支援について、取り組みます。
- 地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めます。
- 地域の見守りネットワークにより、犯罪の未然防止に取り組みます。

行政の取組



- 要配慮者の実態等を把握し、関係団体・機関との情報共有を図ります。
- 防災アプリや広報紙、ホームページを通じて、避難所・避難場所や災害時の対処方法等の防災に関する情報を提供するほか、防災出前講座の実施等を通して防災意識の向上を図ります。
- 自主防災組織の活動支援や防災訓練等の周知・参加促進を図り、地域ごとの防災体制の強化支援を行います。
- 避難行動要支援者に対して迅速に避難支援をするため、自主防災組織や福祉事業所等と連携し、実効性のある個別避難計画の作成に取り組みます。

- 災害時に要配慮者に配慮した避難所開設を行うとともに、協定を締結している福祉事業所等に協力を得て、福祉避難所の開設に努めます。
- 瀬戸内市在宅医療・福祉・保健連携推進協議会で「私の在宅療養のしおり」を作成し、普及啓発を行うほか、医療・介護・福祉・消防等の関係機関・団体等と連携し、地域での見守り・支え合いの体制づくりを進めます。
- 地域による防犯パトロールの実施を働きかけるとともに、これらの活動について広報紙等を通じて周知・参加促進を図るなどの活動支援を行います。
- 地域の不審者情報や消費者被害に関する情報提供を行います。

基本方針（2）生涯の健康を目的とした地域福祉の推進

生涯を通じて生きがいある生活を送れるよう、スポーツ・趣味活動を推進し、仲間づくりや生きがいづくりにつなげます。

また、健康増進に向けた支援事業の充実に取り組みます。

取組① 生涯スポーツや趣味活動の推進

- 生涯を通じて、生きがいを持ち、心身の健康を維持するために、生涯スポーツや趣味活動を推進します。
- 地域で行われているスポーツ活動や趣味活動の情報を広く地域住民に発信するとともに、自然に運動仲間、趣味仲間が集まる機会をつくります。

取組② 健康づくり事業の推進

- 誰もが健康でいつまでも安心して暮らせるよう、気軽に受診しやすい健康診査や健康相談の環境づくりを進めます。
- 健康活動への支援や、健康相談や運動教室など健康に関する各種事業の充実を図り、地域住民の健康の維持・増進を進めます。

住民の取組



- 地域の中でスポーツをしたり、趣味を楽しんだりします。
- 地域で行われている健康づくり・生きがい活動に家族や知り合い、友人と誘い合って参加します。
- 正しい生活習慣・バランスのよい食生活を身につけます。
- 自分の健康状態を定期的にチェックします。

地域・団体の取組



- 運動仲間や趣味仲間が集まる場をつくります。
- 地域の人の健康状態に关心を持ちます。
- 健康診断や健康づくり・生きがい活動に地域で声をかけ合って参加します。
- 楽しくやりがいのある、誰でもできる健康づくり・生きがい活動に取り組みます。
- 健康づくり・生きがい活動を通じて、地域のつながりを深めます。

社会福祉協議会の取組



- 介護予防を目的とした活動を積極的に進めます。

行政の取組



- 体操やウォーキング等、身近にできる軽運動の周知・啓発を推進します。
- 市の運動施設を有効に利用することができる環境を整えます。
- 生涯スポーツや趣味活動などの側面支援に努めます。
- 健康推進・食育推進ボランティア等関係団体と連携しながら、健康づくり・生きがい活動の周知・参加促進を図ります。
- 健康に関する相談や教室、指導、情報発信などを実施します。
- 各種がん検診等の定期的な健康診査を実施します。
- 相談等内容に応じて医療機関や相談窓口、自助グループの紹介を進めます。
- 健康相談等の機会を捉え、食事・運動等の生活習慣の大切さを伝えるとともに、健康教室・運動教室等への参加を働きかけます。
- 「健康づくりや生活習慣の大切さ」を保育園等・幼稚園・学校・地域など、市内全域に広めます。
- 健康づくりに関するボランティアの養成や支援を行い、地域に健康づくり活動が広がるよう支援します。
- 健康や食育をテーマとした健康づくり講座や講演会の開催について、情報を提供します。

基本方針（3）住みやすい生活環境の整備

地域に暮らす誰もが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、バリアフリー^{※30}やユニバーサルデザイン^{※31}の普及啓発、それらの概念を踏まえたまちづくりの推進など、生活環境の充実や地域で安心して暮らせる環境をつくります。

また、移動に困難が伴う人に対しては、移動手段の確保に努め、外出しやすい環境を整備するとともに、さまざまな課題により住宅の確保に困難さを抱える人に対しては、居住支援を推進します。

取組① バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進

- バリアフリーーやユニバーサルデザインの考え方について情報提供や意識啓発を図ります。
- 公共施設や道路、交通環境などについて、誰もが外出や地域活動への参加が円滑にできるよう、バリアフリーーやユニバーサルデザインのまちづくりをめざします。

取組② 多様な移動支援の構築

- 住民主体の移動支援活動など、多様な選択肢を検討し、移動に困っている高齢者が安心して生活できる環境をめざします。

取組③ 居住支援の推進

- 住宅に困窮する人に安定した居住を支援するために、官民相互の連携に基づく協議・調整を進めます。

^{※30} バリアフリーとは、障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

^{※31} ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用やすく考えられたデザインのこと。

住民の取組



- 地域で危険箇所や道路や施設などの利用しづらい生活環境を把握します。
- 地域の危険箇所や利用しづらい生活環境について、自治会や行政に情報を提供します。

地域・団体の取組



- 外出や移動の困難な人がいたら、手助けします。
- 地域の危険箇所、利用しづらい生活環境について把握し、行政に改善を要望します。

社会福祉協議会の取組



- 外出や移動の困難な人に対して情報提供を行います。

行政の取組



- 公共施設のバリアフリー化を進めます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動を行います。
- 道路環境について、段差の解消や歩道の確保などに取り組むとともに、カーブミラー・道路照明灯・ガードレール等、交通安全施設の整備や信号機の設置を警察署や関係機関と協力して働きかけます。
- 外出や移動の困難な人に対して、福祉タクシーや福祉有償運送等の情報を提供し、移動手段の確保に努めます。
- 第2次瀬戸内市地域公共交通計画に基づき、地域住民が利用しやすい公共交通の実現に向けた取組を進めます。
- 公共交通機関について、高齢者や障がいのある人も利用しやすい車両の導入、駅舎やバス停留所の改良の要請等に努めます。
- 住民主体の移動支援活動など、多様な選択肢を検討し、移動に困っている高齢者が安心して生活できる環境をめざします。
- 住宅に困窮する人に対して、民間と連携して居住支援について協議・検討します。



第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、保健、福祉、教育、交通、都市計画、防犯、防災等、さまざまな分野にわたっています。このため、関係各課と情報共有し、連携を図ります。

(2) 地域・団体との協働

自治会、民生委員・児童委員、福祉事業関係者等がそれぞれの役割を認識し、連携や協働の取組を促進することで、効果的な地域福祉を実現します。

(3) 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体等の活動支援など地域福祉に関する具体的な事業を行う重要な役割を担っています。

行政においても、各種福祉施策において社会福祉協議会と連携・協力の強化を図りながら、効果的な地域福祉活動の推進に努めます。

(4) 各主体における役割

① 住民の役割

地域福祉を推進していくには、地域の担い手である住民の力が必要です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができるを考え、主体的に福祉活動に参画することが求められます。住民一人ひとりが自主的な活動を行うことで、多くの交流が生まれ、ともに支え合い助け合う地域づくりが可能となります。

② 地域・団体の役割

公的な支援だけでは、要支援者の多様な支援ニーズを充足することができません。自治会、民生委員・児童委員、福祉事業関係者等は、これらの公的支援を補完できる貴重な社会福祉の担い手です。

福祉の専門性を高め、活動の継続性を維持し、地域福祉の向上に寄与できる取組を実施することが求められています。

③ 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核機関として、地域住民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

行政と協働で本計画の推進を担うとともに、多様な主体が地域福祉に参画できるようコーディネートを実施し、地域福祉の取組の主体として積極的に参画するリーダーとして活動することが求められます。

④ 行政の役割

地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

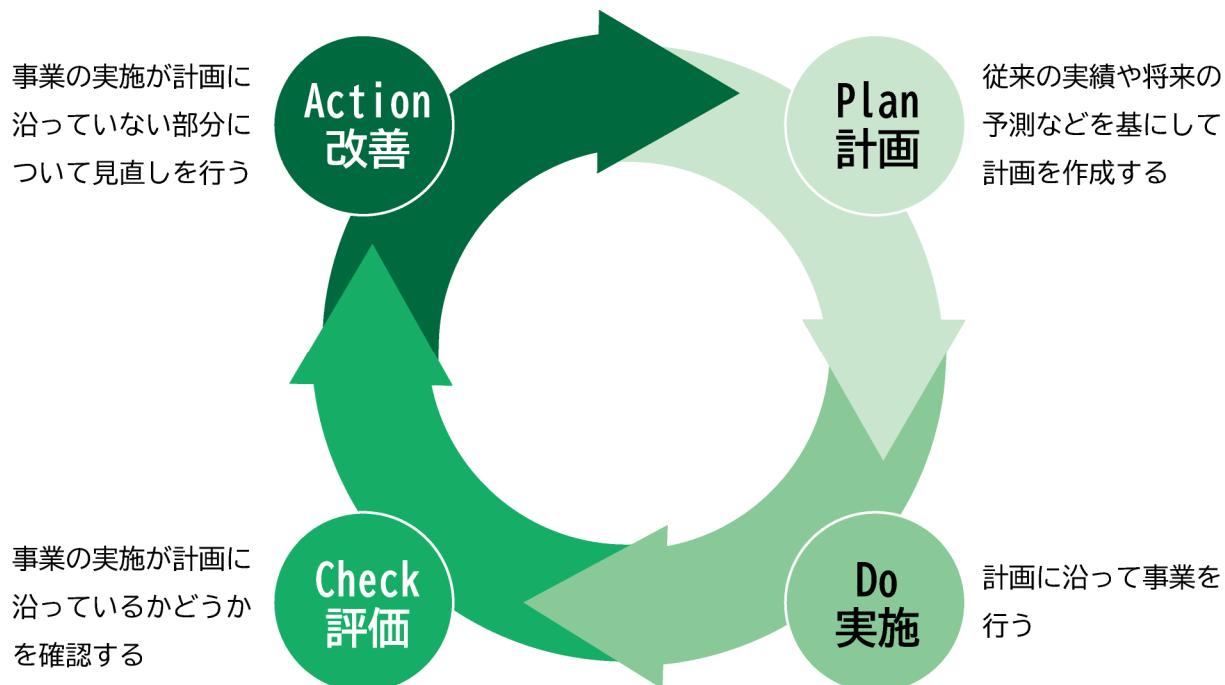
そのため、地域住民、地域・団体、市社会福祉協議会の役割を踏まえながら、庁内関係部局との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

2

計画の進行管理

社会状況の変化などにも対応しながら、基本施策の取組を計画的に進めていくため、P D C Aサイクル^{※32}に基づき、取組の進捗状況を毎年把握し、評価・点検を行うことで、計画の進行管理を行います。

● P D C Aサイクルのイメージ



^{※32} P D C Aサイクルとは、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスを順に実施し、最後の Action では Check の結果から、最初の Plan の内容を見直して、次回の Plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。